



宮 城 縣
建 築 士 會
會 報



1952

No 1

祝 宮城縣建築士會發足

營業品目

ル ー ヒ ン グ ・ 建 築 金 物 ・ 外 建 築 材 料 全 般	銅 板 ・ チ コ ン ジ ツ ブ ト ・ ラ ス 類	瓦 斯 管 ・ 丸 棒 ・ 型 鋼	丸 釘 ・ 針 金 ・ 亞 鉛 鐵 板	セ メ ン ト ・ ヒ ユ ー ム 管 ・ ス レ ー ト
--	--	---	--	---

株式会社

岡元吾六商店

取締役社長 岡元吾六

仙台市国分町一五五番地

電話四五五六・三六四三

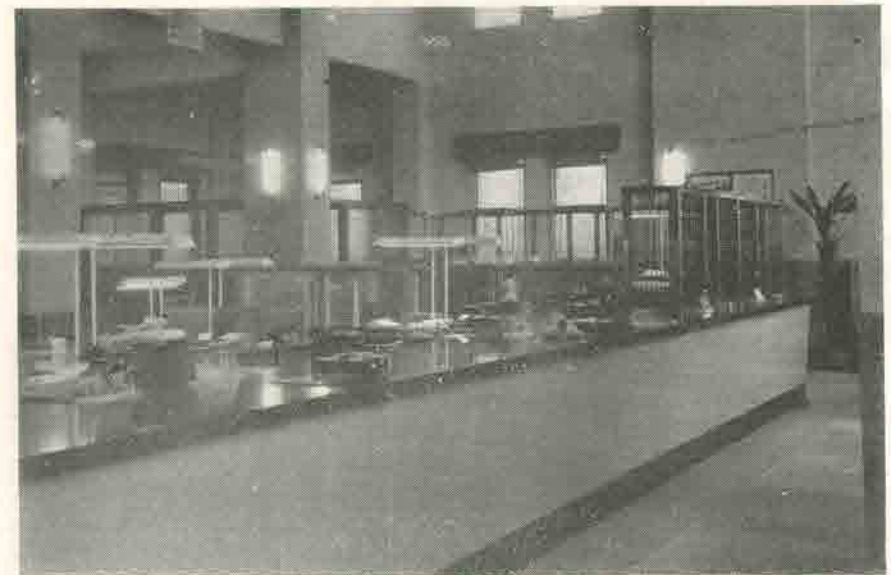


外 観

第一銀行仙台支店 仙台市東一番丁

設 計	西村建築事務所
施 工	安藤組仙台支店
構 造	鋼筋コンクリート造（吹抜部分鉄骨鋼筋）
面 積	延坪 453.0（別に吹抜 55坪）
着 工	昭和26年6月
竣 工	昭和27年1月

營業室



宮 城 縣 建 築 士 會 會 報



1952 創刊号

□	内 容	□
□	発行を祝して.....	半沢 芳男	3..□
□	東北地方に於ける建築設計方針.....	小倉 敏	5..□
□	相家真伝.....	田中 昌穂	9..□
□	A・Eコンクリート施工について.....	吉岡 丹	11..□
□	家屋・年令・壽命.....	鹿井 清吾	17..□
□	建築展と講習会雑感.....	芳賀 仁	19..□
□	形象雑感.....	北星 辰	20..□
□	建築士法について.....	県建 築課	22..□
□	建築士の任務について.....	泉 修治	25..□
□	日本建築士連合会設立總會.....		25..□
□	本会記事・会員名簿.....		26..□



外 観

小野田セメント

塩釜サービスステーション

「解説」 建物の名称はサービーステーションであるが、セメントを需要家に最良の状態で購入して賣ふ為の工場設備である。
延長一八〇米に及ぶ架橋空下は、下に道路、鉄道、貨物駅、動力線等があり架設に非常な苦心をした。

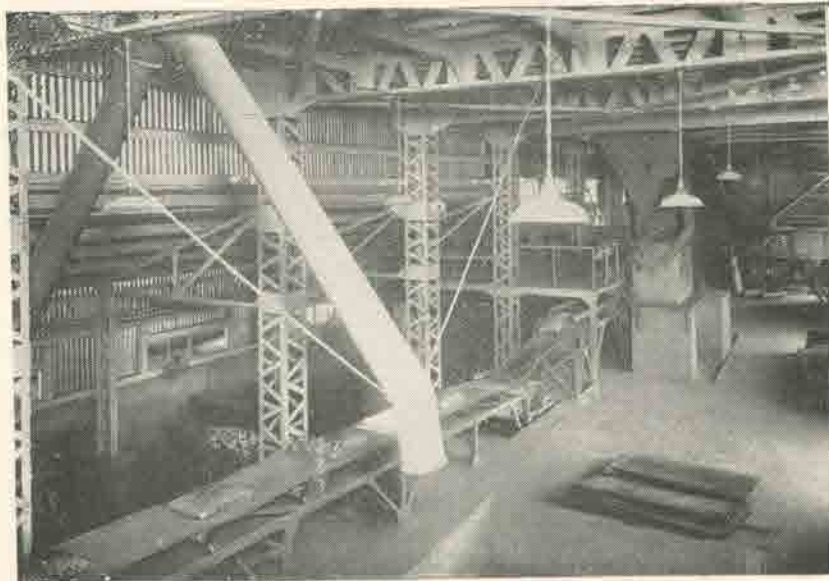
工事概要

位置 塩釜市笠神一本松二六の二
設計 清水建設株式会社設計部
施工 同 仙台支店
建築 包装工場 三階建
輸送架橋空下 二六四・四三二坪
機械室 一五二・九二八坪
水切塔 一六・五〇〇坪
三階建 三六・七六八坪
合計 延四七〇・六二七坪
外二層一五米サイロ 二基
塔礎鉄筋C打
小屋組、軸組、柱脚部等鉄骨造
屋根、聴波頂鉄板葺ペンキ仕上
セメントサイロ基礎鉄筋C打

構造

竣工 昭和二十六年十月卅一日
竣工 昭和二十七年七月十二日
延工員数 三四、三六〇人

営業室



役員各位へのお願い

- 作延引会報創刊号を發刊いたすこととなりました、御覽の上、御批判、御意見等を下さいますれば幸甚の至りです、各位の御意見に添うよう努力いたします。
- 本会の発展には会員数の増加が必要ですから何卒最寄々々で入会御勧誘下さるよう御願い申します。

- 本会活躍の原動力である会費未納の方は至急御拂込を願います、仙台市内の各位へは近く集金人を派遣いたしますから御了承下さい。
- 会員各位の住所、勤務先等に移動がありました時は其の都度御知らせを願います。
- 会報の原稿は御意見、御研究事項、御経験等奮つて御寄せ下さるよう御願い申します。

昭和27年度役員 (五十音順)

宮城県建築士会

会長	小倉 強	監事	金原 吉友	支部長	阿部 福藏 (塩釜)
副会長	河合 宇三郎		野崎 謙三		木下 正次 (石巻)
	水上 信義	評議員	池田 登		淀藤 炭吉 (登米)
理事	朝川 澄夫		興津 忠男		高橋 栄 (栗原)
	阿部 福藏		鹿井 清吾		手塚 善四郎 (伊具)
	牧 植 勝雄		鎌田 亮一		成田 敏 (遠田)
	上川 昌治		菊地 喜悦		野崎 謙三 (仙台)
	井原 道継		金野 虎之助		引地 忠七 (刈田)
	遠藤 福治		今野 勇作		松浦 芳太郎 (柴田)
	菊地 豊二郎		渋谷 栄吉		水上 信義 (大崎)
(常務)	志賀 忠彌		鈴木 徳五郎		渡辺 勇五郎 (亶理、名取)
	菅沼 伊一郎		鈴木 昌壽		
	関口 勇		千葉 君二		
	高橋 栄		手塚 善四郎		
	塚田 宗興		芳賀 仁		
	成田 敏		渡辺 三郎		
	平間 正三				
	松岡 信一				

◆ 本會事務所 ◆

電話 5,124 番

仙台市勾當台通 (宮城県廳建築課内)

宮城県建築士会事務所

発刊を祝して

宮城県建築課長 半澤 芳男

我が国の最近の建築状況を顧みると戦時中のバラック工事の建築に慣れ、尙又終戦後は急進バラック住宅の建設と約十数年の間、バラック建築等に慣らされ仕事が多すとも一向気にもとめない習性となり只だ量的増加のみを考えて質の改善を閑却しがちであつた。我が国の建築物は保安上又衛生上好ましくないものが増加して、爲に逐年火災その他災害による消耗は極めて龐大な量に達する状態なのでなんとかして建築物の質の水準を確保して、建築物の災害を未然に防止し、国民の健康及び財産の保護を圖る恒久的な対策の必要が痛感されるにいたつたのであります。

従來の市街地建築物法は制定後三十年も経過しており、形式からいつても又内容からいつても新しい我が国の建築物の質の基準を定めるものとしては、不十分であるために、これを廃止して、新しい構想により、近代の科学技術を導入し新たに建築物に関する基本法を制定する必要により一昨年十一月に建築基準法が制定せられた次第であります。

建築基準法は従來の建築法規と性格を異にした、技術的性格に鑑み、これが運営の万全を期するには、建築技術者の専門的知識及技能の水準を確保することが最も緊要でありますので、こゝに建築士法の制定せられた所以であります。

建築士制度は、歐米各國においては醫師、辯護士の制度と共に、基本的な資格法として早くから法的に確保され、専門的な資格者として、広く一般国民の信頼を得て国民生活の向上に寄与してゐる状況であります。

建築士法が昨年制定せられまして、同法により建築士の合格の榮譽を扱われた方々は、全国で昨年の十二月末日現在で一級建築士23,464人、二級建築士39,802人でありました。本県では、一級建築士526人、二級建築士1,434人と云う多数で建

築文化の向上のため御同慶の至りであります。建築士法が施行されて一年半、今後数年間の建築士制度の実績は、我が国の建築士制度の帰趨を決定するものであり、この意味に於て少くとも数年間の建築士の責任は、特に重大であると云わねばならないと思ひます。建築士は只いたすに法律によつて与えられた権利のみを主張して、法律上の義務の履行を怠ることがあればたちまちにして与論の反撃に遇うおそれがあると思ひます。

申し上げるまでもなく、今後は互に和親協力、切磋琢磨すると共に人格を陶冶して広く建築技術者と連繫を保ち、建築技術の向上を圖り建築界の進進に伍して、技まざる努力を拂つて立派な専門的資格者として、一般民の信頼を得て、建築文化の進展に寄与することこそ、建築士の使命であると思ひます。

国民の理解と信頼を得ることが建築士の努むべき、基本的な事項であるならば、一人一人の建築士の努力も勿論必要であるが志を同じくする者が公益法人を組織して、団体として一致協力することを併せて実施すれば最も効果的であると思ひます。建築士会はこのような志を同じくする者の団体であり、建築士会の目的の中心となるべき事項は、対外的には、建築制度の普及、対内的には、各自の品位の保持と業務の向上により国民の理解と信頼を得ることであると思ひます。今後建築士会の歩むべき道は必ずしも平坦な道ばかりでなく、けわしい道も多くあることと思ひますが、よく一致協力され、我が国建築文化の爲に寄与され、以て、建築士制度の効果を十分に發揮されんことを念願致す次第であります。

本県においては本年三月宮城県建築士会の創立総会が開催され、爾来今日まで半年を経過し着々県下における支部の結成を見、種々の事業が計画されてまいりましたが、会の発足以来会

誌の発刊が何よりの会員相互間の堅い結び合いとなり、発展のシンボルである事を思うとき其の才一着手として茲に会誌一冊の発刊を見るに至つたことは会員各位は勿論のこと、役員諸氏の献身的な努力の賜として深甚なる敬意と、真に時代の要請に適応する恰好の企画として賛意を表し衷心より其の多幸なる前途を祝福すると共に、将来の発展を期するために、会員各位の今後尙一層の協力と努力を願つて止まない次第であります。

一体、会誌とか、会報とかいうものは、編集に非常な苦心が要すると思われませんがそれは会として最も大切なものでありながらその編集如何では唯、事務的となり興味を失い自然読まれなくなり易い、原稿がいつも一部の人の限られてしまふ、そんな事から会員の一致が缺けて衰微し会費の点まで影響するといふことになる。

それでは全く情けないわけで、会員は一人一人その編集者となつた氣持で会を愛し育成して

行かなければならないと思ひます。

こうした意味に於て会員一同はどんな小さな事でも喜び合い、結び合い、研究に役立つもの向上の道となるもの、その時々感想隨筆等をどんどん寄稿して行くことが何より大切なことかと思ひます。

以上いろいろと言葉をならべましたが要するにこの会は絶対一部の人の会であることなく、会員皆さんの会として育成する、これが土会の趣旨にもある通り、その目的とするところを強力に施策実践する故であり、そしてこれ等の研究なり報告なりは常に会誌を通して会員全体に連絡することが会の発展する一助となると思ひのであります。

此の会誌が号を追うて内容を益々豊富にし、建築技術の研究練習に資せられ、斯業の発展に寄与し、所期の成果を挙げられん事を希望して発刊の祝辭に代えたいと思ひます。

□ 會員各位にお願い □

本会の企画方針についてお氣付の点がありましたならば、随時に本会事務所迄御通信願ひます。此の会報は會員各位の發表機關として、よ

りよい方向へ進展して行きたいと存じますから御遠慮なく御投稿願ひます。

□ 投稿について

- 作品は未發表のもの（技術関係、随想其他）發表取扱は編集部一任のこと。
- 圖表は必ず墨書のこと。
- 原稿紙四百字詰一篇10枚以内のこと。連続のときは次号へ掲載します。
- 紙上匿名のときは、住所氏名を必ず別記のこと。（単なる匿名のものは記載いたしません）

- 原稿締切 毎月末日
- 宛名、仙台市勾當台通
（宮城県廳建築課内）

宮城県建築士会事務所
編集部

御挨拶に代へて

会長 小倉 強

はからずも、宮城県建築士会長に御すいせんいたゞきましたが、もとより非才、何卒よろしく御願ひいたします。今回會報創刊号を出すことになりましたが、御挨拶という堅苦しいことを止めて、次の題目でそれに代へさせていただきます。これは本年8月末仙台で全日本建設技術協会の講習会がありました時、依頼されて講演したものの要旨です。

東北地方に於ける建築設計方針

建築設計に當つて自然環境の要素を更に深くとり入れたいと自分は思つている。古い言葉だが建築は地文相關の表れだと云うが今でも強く生きている。都市の建築風が田舎に外國の建築風が日本に、無意識に移植される事が多い。これは目新しい文化への憧れが殆んど崇拜の形で採擷される。その結果その土地の生活に適応しない建築が生れてくる。この事は自然環境ばかりでなく、人間が造り出した文化環境にも云えうる。例えば或る郷土性景觀をもつた田舎の町に、コルビジエー張りの新建築の郵便局がヒョッコリ仲間入りをしたとすると、宛も群鳥の中に鶴が降り立つた姿であつて、一時は憧れの的かもしれないが環境の不調和は免れない。こゝでは文化環境の事には触れないで自然環境の問題だけをとり上げて見よう。

東北地方は本洲の北端に位し我國の本州行政区域中で最も緯度変化が多い。そして脊梁奥羽山脈を境として太平洋と日本海に面し気候の変化が著しい。福島県南辺の浜通りでは嚴寒期の月平均気温が2.5°で殆んど積雪を見ない、青森県の北端では月平均気温0.3°で積雪は100日に及んでいる。又青森県から日本海に面した地方にかけて積雪が多く、特に会津地方や山形県の脊梁奥羽山脈西盆地は著しい多雪地となつている。このような気象の変化が東北の建築にどんな影響を与えているだろうか。

1年間の内4ヶ月が寒さと雪に閉ざされる北辺の建築と、南辺のそれとを比較するとその防寒構造に於て殆んど差異が認められない。

これは、夏期高温多湿、冬期嚴寒という気象の二元性にもよることだが、寧ろ南国風を採擷する文化性によるものと考えたい。そこで冬は乏しい暖房装置と夏向の家の中で寒さに慄え、ながら春を待つという生活となつてゐる。むしろ古い時代の東北では土壁板壁で蔽つた窓の少ない建築が行われていた。それが漸次南国風な快適な建築が北方に浸潤してきて今では開放的な南国建築と殆んど変わらないものに充ちてゐる。しかし、深い積雪は、交通を妨げ建築を埋めてしまうので是に対する命懸けの工作がつけられて来た。屋根の雪おろしの仕事も懸命の努力であるし、町家のガンプ構造も深雪時の交通対策として名案であつた。これは自然現象に其まゝ追従をしているもので、もつと雪の性質を考究して過分の労力を節約し更に進んでは雪を利用する方面に迄建築上の工夫が生れ出てなければならぬ。東北気象の特色は寒冷と多雪ということで、そこに南国と異つた東北の建築型が生れ出でなければならぬ。

日本の建築学及建築術は或る中央型を標準として行われて来た。自然環境の異つた風土に於ても一応それを基準として、学び且つ行つて来た。然るに建築に於ける人文現象は時と共に變つて行く。戦前の歐州新建築の影響、戦後の米國建築の影響等は感受性の敏感な日本にとつては、とりつきたい憧れであつて、それが全国各地に浸み込込している。しかし自然環境は長年月に渡つて殆んど不動のものといふ。東北地方に於て日本海沿岸が西没し太平洋沿岸は隆起す

るという地形変化や、積雪量が減じているというよう現象はあつても、建築の基盤をなす、地形地質又は植物生育や気候に於ては変化は起つてない。永遠の風土とも云える基盤に立つ建築が浮動性の文化風潮に、いつもいつも吹き流されたのでは、生活の安定は望まれない。

喜ぶべき事は最近に至つて我国の建築界が漸く地域性を認めて来た事である。新しい建築法に於て例えば地震の地域差を認め、精確な判断によるなれば震度を軽減してよいと規定している。古来地震が少い東北地方にとつては、この軽減によつて、どれだけ構造上の軽減、ひいては工費の節約に役立つかは測り知れない程である。風力、風向又は降水量の多少は、実に地域的な差がある。これらの精確な分布圖を作ることが今後の課題であるが、それには精密な調査が必要である。その結果で得られた基盤に基づくところの建築が各地域に営まれ生活の適応という莫大な贈物に比すれば、その精密調査費労力は微細なものであつて、しかも貢献が著しいことを知らねばならない。自分が今迄述べた事は自然環境が生活に与える悪の方面に就てのみのように見えるが決してそれだけではない。日照、通風、四季の変化というような好ましい自然環境も決して忘れてはならない。

建築設計に當つては、これら一々を程よく調和して却つて楽しい生活の根柢としての建築が創造されると思う。

次に少し具体的な説明に移つてみよう。東北の「地震」は近年はそう激しくはない。東海岸沖合に外側大地震帯が走っている。震源地が海底深く、距離が遠いため、陸地には大震動は与えないが、これによる津波の被害は頗る大きい。陸奥、陸中、陸前の所謂三陸地方の沿岸は地形上深い入江をなしているので、脹満した高波は入江にはいり込んで沿岸を高く洗つてしまふ。しかも其の速力は、進波退波ともに急激であつて、沿岸の家屋は押流され、倒される。

昭和8年3月3日の大津波は、宮城県雄勝浜に於て高潮は平均海面より3.85mに及び、青森、岩手、宮城各県に於ける全半潰流失家屋が合計4074戸となつてゐる。其後内務省に於て復興計

画を樹てたことは我国に於ける初めての施策としてよい。この内から建築に関する対策を拾つて見ると沿岸低地にあつた家屋を高地に移転しその高度は予想さるべき高潮の高さを最低限に定めてゐる。又防浪建築としては、基礎の固定堅牢、土台のボルト締め、筋違等によつて浮上り、流出、倒壊を防ぐように定めてゐる。事実旧来の建築は、丸石の上に柱をのせた土台のないものや、筋交のない構法が行われており、津波の時は家をすて、逃げ出すという長い習慣となつてゐた。此方針に基づいて一応復興がなされたが高地移転後、海岸線と直接関係をもつ漁家では高地をすて、原位置に降つたものもあり其後は建築計画に於ても防浪対策の熱意は薄らいで來てゐる。

東北では更に、日本海沿岸に内側地震帯が走つており秋田、山形の内陸に屢々強震が起つてゐる。

明治27年10月22日の羽前、羽後、庄内の大震は潰家3858戸、焼失家屋2148戸に及ぶ被害であつた。此地震の際東京工科大学教授中村達太郎氏等によつて建築物被害調査が行われたが、我国最初の學術調査であつたと思ふ。東北に於ける大地震の記録は古い時代のものは、大まかで眞の調査記録ではなく、震度の向きはつかめない。大正年以後地震學や対策の発達によつて今日に至つた。前に述べたように建築基準法で一応震度の最低限を定め地域的に軽減し得る事が定められてゐる。それがためには該地域の過去の地震、将来予想さるべき地震の調査研究や地盤の地形地質の精確な調査がなされねばならない。この分布圖が出来れば建築設計上資するところが大きい。

次に「風」のことに就てのべてみよう。

風は生物にとつて善とも悪ともなるから其利用と防止の方策は複雑を極める。建築の一課題である。都市計画と風の関係について我国大部分の都市の前身である城下町の計画をみると、火災と風との関係に於て殆んど考えられてゐない。待屋敷と町民屋敷を内町外町に区別し其間に幅広い空地や堀を設けた例は秋田県秋田市角館等の例に見られる。これは延焼を防ぐための計画ではなく、むしろ階級意識からきてゐる。待

屋敷は比較的、空地面積が多いが町民屋敷は極度に間口が制限され、家を建てた時に僅か三尺程の空地を隣家との間にもち、屋根軒は相接する程に櫛比している状態は今でも随所に見られる。一たん火災の時強風に煽られれば、相次ぐ飛火や延焼を免れ得ない。仙台の例をどれば創設以來幾度かの大火が、冬から春先にかけての西北風によつて起つてゐる。その風向に対して幅広い道路も空地も計画されてゐなかつた。

昭和9年3月函館大火後の復興都市計画は風向に対する延焼防止に幾本かの山路が設けられた。戦災による仙台大火後の復興計画もまた此方針で幾本かの廣路が旧町割の間に設けられて完成に近づいてゐる。

風速風向に対する従来の記録は気象観測所のある土地のみ記載されてゐる。ところが實際は局部的な差異は著しい。近來観測所の増設、高中学校観測所の活動によつて風のみならず気象の局所的な記録が示されてゐるところは喜ばしい。強風壓に対する建築の防止策は密集した建築群の都会地よりは疎らな村落に於て、真剣に考えられてゐる。

東北地方の例では少い統計ではあるが秋田、山形両県の民家は比較的東向が多い。これは冬期西寄りの風や吹雪が多いための対策と考へられる。冬の防寒と同時に夏期の通風をも併せ考へなければならぬ。日本海側の海岸地方の一部では夏期も西寄りの風が吹くので、其方向に開口部をもつという状態になつてゐる。このように局所によつて常風位も風速も異つており、山間の谷合では其谷の方向に風路が通じ壓縮された強風が吹く現象も見られる。風速風向は建築の方位、開口、構造に重要な設計要素になるから、精密な局部分布圖がその指針として必要になつてくる。次に「雪」は東北にとつて重要な課題である。既に山形県新庄町に積雪地方經濟調査所が設けられ又新潟県を含む東北地方、聯合の雪害対策聯合会が活動してゐる。産業、交通、都市、建築等の諸方面に於て雪害防止進んでは雪の利用を圖らなければならぬ。雪が垂直に降下するなれば或地域では積雪量は等しいが風による吹雪の場合には地形風速、風向雪質等の条件によつて吹溜りや吹拂いの現象によ

つて積雪の厚薄が生ずる。

防雪林防雪柵などによつてこれを防止しようとつとめてゐる。雪の深い山中の發電所宿舍の計画に當つて最も苦しむ事は積雪量、雪質、風向等の現地観測値がないところであつて、長年の統計に依らなければならぬから、一二年間の前観測では役に立たない。

屋根の積雪を其儘に載せておくか、又は雪おろしをするかの問題がある。秋田県生保内の發電所では急勾配のトタン屋根をかけて自然落下を試みている。これはたしかに積雪荷重の軽減に成功してゐるが、一面大きい屋根の場合には軒下に高く雪が積り、窓を塞ぎ、或は急激な雪の落下のため人畜に思わぬ傷害を來す場合もある。深雪地の民家の入口が切妻屋根の妻に設けてあるのは、落雪による入口の閉塞を避けた考慮になつてゐる。青森県十和田發電所は鉄筋コンクリート造平屋根になつてゐて、雪が積るまゝになつてゐる。勿論充分な積雪荷重をとつて計画されてゐるが、それ丈構造上工費を増すことになつてゐる。此平屋根の軒先に巨大なタルビ（垂水）が下り、それが風のために内方に傾斜して壁体突きあたつてゐるのを見た。そこに窓があれば硝子を破壊する。

青森県では粉雪が吹雪となつて落下する。勾配屋根では、風の方向に面した屋根面では雪が吹飛ばされて積雪が少く、かえつて背面の屋根に吹溜りが多く積る、これが甚しければ片荷重となつて建築に障害を起す。こういう地方ではむしろ平屋根の方が雪が吹飛ばされて積雪が少いという実例がある。此の場合に重要な事は建築が密集してゐる市街地では、たとえ一軒のみが平屋根にしても、それが隣接の家にどんな悪影響を及ぼすかを考慮しなければならぬ。同じ事は、深雪地の市街地で一軒丈が自然落下を目標としたトタン板葺急勾配の屋根を建築した事があつた。自然落下、埋雪などの障害から隣家から故障を申出た実例がある。

共同社会としての市街地では、やはり深雪地都市計画ともいふべき、共同の福利施設が必要となる。吹溜りの現象は実に複雑で実験室的判断ではわからない。その原理を實地にあてはめて正確な計画をなさなければならぬ。

深雪地に於ける民家は永年の経験工夫に基いて興味ある種々のタイプを造つている。一々例をあげないが是等の観察によつて設計上益する所が多い。雪を知らない南国の人が雪国の設計をなすことは無理がある。

既に基準法でも積雪荷重の標準に地域差を認めている。それがためには、風、雨等と同じく局部観測を精密にし分布図を作ることが、今後の問題になつてくる。

最後に「雨」の問題に就て言及しよう、これは別に東北地方の特異性ではない。雨は建築に対しては外方荷重でないために軽視され勝ちである。たとえ秀れた建築だと建築家は考えても一たん雨漏りを生ずると、使用者から一べんに信用を失う。生活の安全快適という建築の原則から外れるからである。雨漏れは木材の腐蝕かびの発生等、建築の耐用にも影響してくる「雨洩りは狼より恐ろしい」という東北の民話にあるが設計家はこれを軽視してはならない。

軒は雨から、壁や開口部を守る工夫であつて特に横降りの雨に対しては、屋根軒も窓庇も著しい保護体になつてゐる。近頃切妻屋根の傍軒を殆んど出さないものが流行している。

又窓台が壁面から全く突出していないものも行われている。こういう建築は壁が必ず汚れて

いる。窓台の上に溜つたゴミが雨に流されて窓下に汚点を残す。吸湿性の多い壁材料は雨のために水分を含み付材まで影響を与える事がある。こういう事には十分に注意を拂つて来た日本建築であつたが、寡雨国の洋風建築のそのままな模倣によつて傷つけられて来た。

ギリシャの古代石造建築のデテールを見ると軒先窓台等に綿密な水切りがある事に注意したい。鉄筋コンクリート造だからとて、軒出、窓庇、窓台が不必要だという理由は雨国では成立たない。夏期日射の強い我国では庇は日除けにもなる事を考えねばならない。

以上東北地方の建築設計方針という大きい問題に対して極めて概括的に話を進めたが、自分の云いたい事は自然環境の重視という事である。この事は自然順応という形から丈ではない。単に自然順応だけでは文化は進歩しない。例えば雪に対して只順応する考え方をすると留まらず、熱処理による雪の融解のことも考えられよう。降りしきる六華の雪も暖かい室内から窓越しに眺められたならば、北国の冬の生活も楽しいものとなる。文化建築學と相並んで自然建築學の必要を常々思つてゐる。

筆者（東北大学教授建築学科）

第七回國民体育大會の建築施設について

第七回國民体育大會は宮城県・福島県・山形県の三県共催で開かれた。宮城県では仙台市の宮野原元練兵場跡に遊技場、蹴球場、自転車競技場、野球場、陸上競技場等の施設があつた。これより先きに仙台市では、「レジャーセンター」の建設あり、仙台市公会堂の建築あり、特に此の機会に東北大学及び育英高等学校では體育館の施設があつて大會の後は常設試練場として生徒の有益な設備となるであらう。

また市内の各種建築も此の大會の開催によつて刺激され、特に期間を短縮して施工を急いだ建築物も少くなかつた。

都市計画の区劃整理によつて、市内中央東一番丁の

舊の道路幅員拡張のために、Kピヤホール「鉄筋コンクリート三階建」の建築物が、地下室と共に斜め動遊びに約3メートル程、移動した工事は此の大會期間中の見えない努力の大きなものである。施工するところを見れば簡単なように見えるがさて実際に施工するまでの「だんごり」と計算とに真直なものがある。

Fゼパートは此の大會中、鉄筋コンクリートの三階建の新築中に間に合はなかつたことは他県の人々に対して気の毒でもあつた。何しろこの大會中に影の力として建築施設に大いに努力された方々に対して感謝の意を表するものである。

（北 星 辰）

相 家 真 傳

田 中 昌 穂

(1) 朝 朝

明治・大正の世代に、有名無名の多くの建築家達が、謂ゆる家相師にまごされたことは相當なものであつた。それだけに、家相師それ自らも、幹指を高らし、権威をもつて任じ、他方建築家は、これを懼れ、且つ厄介視した。

大正の中頃、日本一流の建築設計事務所設計した、或る中都市の銀行設計圖（鉄筋コンクリート石造）に、心なき家相師が朱をもつて加筆したため、設計主任の工学博士が激怒して、設計の依頼を拒絶した事件があつた。私はその設計圖を見つけた。また、これとは反対に、相當に名のある地方の素封家が、家相師の忠言を容れないで、建築家に一任したために、鑑定予言の通り、竣工後、主人は3年目に頓死し、その家は数年にして破産した、等々の色々これに類似の取沙汰あるを聞いた。

これらの逸話の、ほのかなる彼方に於て、一般世間の人達は、家相とは方位・方角（方盤）の吉凶の事であると思つてみたすに鬼門、病門の凶を唱え、或は喰はず嫌いで調べもせずこれを迷信と蔑み、または、たゞ訳もなく家相という事柄に恐れをいだきはするが、これに対して如何に処置すべきかの法則を知らないようであつた。

その頃、私は若年ながら、家屋が人間の生活の吉凶禍福の原因となる「家相」などという事案があるだろうか。若しもそれが迷信的なものではなくて、確實なる原則を成すものならば、何故、建築家がこれを研究しないだろうか。建築家が自らこれを究めさせずれば、何も家相を懼れ疑い、家相師を嫌ひ厄介視する必要も無いではないか。と内心、妙に大なる義憤を感じた。こういう事柄を、半信半疑のまま、中途半端にして置くのは、真理をもつて設計すべき立場にある技術家の私には、到底、長く堪えられない事案とした。

そこで人知れず、家相方盤に関する書籍を買い漁つた。しかし乍ら、買い集めたこれ等の本

は、読めば読むほど甚だ不得要領で、分つたよ様な判らないような、全く手におえない代物でしたが、何んとかして、この不思議な神秘的とも思える「家相」なるものを解決したいとの希望が私の心意に燃え上り、頭腦の全部を支配した。けれどもイクラ勉強しても、本を讀んでの研究では、益々モチモチを増すばかりであつた。

しかるところの機会は到来した。大正の末年のことである。仙台で、大学病院前の或る旅館の主人（先代）と知り合い、その家相設計者なる二階堂龍齋に度々面会する機会を与えられた。

龍齋の家相鑑定は、実に掌に入つたもので、文字通り百發百中、実に驚嘆に値するものでした。これによつて「家相」は、昔流の方盤、易陰陽五行の原理を混同したもので駄目である事案を窺ひ、されば旧式の書籍にのみ頼るのは甚だ非科学的なる愚策と考へ、専ら實際について研究することに方針を変えたのである。

研究が進むにつれて「家相」はその名の示す如く「建築相」で、方位は従の要素であること鑑定は出来ても設計は容易なものではない事、建築家が研究すべきものであり、建築設計としての非常に大切な知識であり、家相真理を悟り尽さないでは、建築設計は出来ぬ事案を知つた家相は実に恐るべく、しかも尊い。運命の開拓は、先ずもつて家相の改正によるのが極めて確実である。但し、家相の凶害は早いのが、吉福は遅々として現われる。

初日の出、まず、あかねさす富士の峰

(2) 家相師と面談

昭和の初年、虫の声を次々に盛り、月高く空牙ゆる頃、私は門間正純氏（本名一夫）と同道して、仙台市東二番丁の或る旅館に、二階堂龍齋を訪問した。

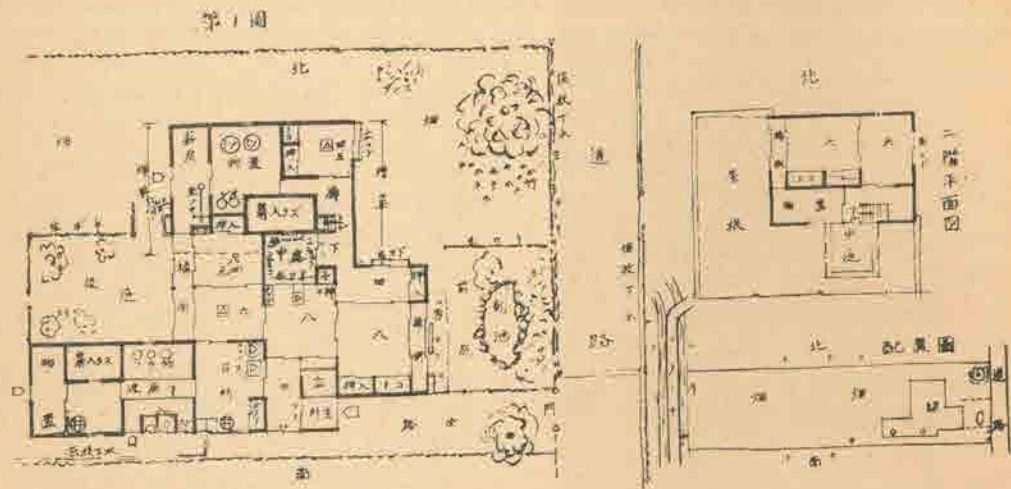
門間氏は、福島市外、瀬ノ上町の生れ、相當な資産家で、東京の某私立大学出のインテリである。建築専門家ではない。

大正8年頃、龍齋の若年（と言つても45才

位)時代に、家相を鑑定してもらい、その改相設計によつて、殆んど全部を建て直し、その後予定の如く、若隠居となり、町端れの農園の中に、25坪ほどの小住宅を構えた。所謂官壽福の吉相の構備に建てた。

彼は龍齋の正式な弟子ではないけれども、常にその身邊に侍して、家相と方蓋の話の聞いたらしく、弟子達にも見せなかつた、七尾周齊の「家相活法変地法」12巻も、「真可信流兵学」6巻も読んだもの、ようである。昭和8年末、龍齋急死の後、自ら諸方に於て、家相方蓋を実行して居つたらしい。

それは後日の話であるが、この門間正純氏が



「この家は、主人が……イヤ主人とは限らずに、最も大切な中心人物が死亡する。……女がよく働く。相當な資産が出来たが、北側を増築してから漸く左前となり、遂に一家は離散する。元来、長男子が育ちにくい。病氣は、結核または胃腸病。一家離散の後、老女がこの家を守る。しかし老女は孤獨ではあつても、自らは非常にそれが楽しいものである……」。

などい、一般の家相師が、最も大切な原則とする方位を殆んど眼中に置かないかの如くに鑑定したが、一々それが禍星である。あまりに適中するので、尙、3種ばかり私の転々した借家(慶島県江田島、横浜、福島の住宅を建ててもらつたが、どれもこれも、そのものズバリで、案によく生活状態を觀破し、適中するのに驚嘆したのである。

私は元來、建築専門家として、この時すでに20年の経験があつた。その頃、多少の家相書も読んでいたが、普通の家相書は、まず以て方

私を龍齋に紹介した。折柄取巻連とも見える3人の先客があつた。龍齋は黒緞の羽織、セルの袴をつけ、やう総髪で、半白の頸鬚を垂らし、堂々たる風采は、世間一般の相者よりは、一段も二段も役者が上に見えた。年の頃は50をいくらかも越してない筈だが、その割に、大変老けて見えた。態度は威あつて猛からず、辨舌爽かであり愛嬌はないけれども、女将だの、後家さんなどが惚れ込みそうな人柄であつた。

私は、用意してあつた郷里の親戚の住宅圖を出して、鑑定を乞うた。

龍齋は、おもむろに圖を取りあげて、方位などは、あまり確めもせず

位の吉凶、五行の相剋を覗き、設計实例や鑑相など示してはあつたが、その根拠がどこにあるのか、建築原理は何んであるかは、技術で固めた頭では、少しも理解し得なかつたが、この鑑定を聞いて、従來の方相家相と全く異なる原則あるやに感得された。されば最初に、家相師など言うたとして何程のことやある、家相の真偽を確かめようと、試すつもりが、却つて逆にスツカリ感服してしまつて、ミイラ取りがミイラになり、それから一筋の光明を見出し、本腰を入れて研究する覚悟を新たに、同時に、研究の方法をも確立することが出来たのである。

相道の貴きを知る月今宵。

相の道を究めん心定まりて

仰く御空に星はまたよく。

(続く)

(筆者 前 仙台高等工業学校建築学科教授
現 家相真法(建築生感学) 研究所長)

AEコンクリート施工について

東北大学助教授 吉 岡 丹

I. ま え が き

戦後我國のコンクリート界に新しく紹介輸入された劃期的な新材料はAEA(空気連行剤)であつて、これを用いたAEコンクリート(空気連行コンクリート)については現在我國に於ても種々研究が行われており、又近々この二、三年の間に、實際のコンクリート工事にも使用され、ダムに、道路に、そしてビル建築に益々其の使用は増大しつつある。これはAEコンクリートが従來のコンクリートに比して数多くの利点長所を持つてゐるからである。併し乍らこの利点も一歩誤れば重大な缺陷を生じてくる體のものであつて、防水剤、其の他のコンクリート混和剤などに扱うことの出来ないものである。

當地方に於ても最近其の使用が増大する傾向にあるので、筆者が二、三見聞し又實際に手がけた事柄をもととして、AEコンクリートについて及びその施工上注意すべき点を述べて見たい。

II. AEコンクリートの概略

常識から云えば、コンクリートは出来るだけ水を少なくして水量過多に依つて生ずる材料の分離、水密性耐久性の減少、豆板や"す"などのいろいろの缺陷を防ぎ、又強度等に有害な空気の泡はこれを充分な突き固めによつて追い出してしまうことが望ましい。併し實際施工に當つて余りに水を少なくすると打込が容易でなく、かえつて豆板などをつくり易い。

AEコンクリートは單的に云えば、水量を増すことなく、これらの本質性をのぞいて改善したものと云ふことが出来よう。即ち普通のコンクリートにAEA(空気連行剤)を混じて顯微鏡的な微細な空気泡(徑約0.5~0.2mm程度)を無数に発生させること、この空気泡はコン

クリート中に均一に分布して砂粒の周圍に附着し丁度ボールベアリングの様な働きで骨材をすべり易くし、水量を減じても尙コンクリートの軟さを保ち得る。換言すれば、コンクリートのウワーカピリチー(施工軟度)を改善したものと云ふことが出来よう。

コンクリートの今迄の四成分(セメント、水、砂、砂利)に加えてAEAに依つて発生させた空気泡は才五成分であると云われ、又AEコンクリートはエブラムスの水セメント比説の確立以來のコンクリート界に於ける一大発見であり進歩であると云われている。

次にAEコンクリートの利点長所を三、三述べて見よう。

1) コンクリートの耐久性が増す。

コンクリートの打込後表面に生ずる浮き水はコンクリート中に毛細管水路をつくり、コンクリートが硬化した後、この毛細管水路に浸入した水分が年々歳々凍結融解をくりかえすことになると其の膨脹によつてコンクリート面は、次第に破壊損傷されてゆく。これは寒地のコンクリート道路や滑走路等に見られる現象であるが、AEコンクリートは浮き水が少なく、毛細管水路が無いので、この現象が見られずコンクリートの耐久性が増してくる。即ちAEAによつて生じた空気泡は互に連絡がなく、獨立してゐて、水分を吸着して保持する性質を持つてゐるために、浮き水が少なくなり、又この空気泡は丁度クワシヨンの様な働きをして、コンクリートの内部に生ずる膨脹応力の影響を弱めることとなるのも、破壊を防ぎ耐久性を増す一因でもある。

2) ウワーカピリチーが良くなる。

前述した通り、コンクリートのウワーカピリチーが著しく改善されて、運搬打込が容易になり、表面仕上げが浮き水の少ないために早めに英

施することが出来る様になつて、費用の軽減を計ることが出来る。

3) 使用水量を減ずる事が出来る。

一般に空気量の増加1%について、使用水量を2~4%減じて、同じウワーカビリナーのコンクリートを得ると云われている。この事はコンクリートの余剰水を減らす意味に於てコンクリートの性状に好影響を与えることとなる。又水セメント比を同じに保つならば、セメント量を減じて、同様なコンシステンシーのコンクリートを得るので、空気泡の混入によつて生ずる強度の低下を考えないでもよい場合はセメントを節約することが出来ると思ふ。

以上の他に、砂量を減じ得ること、アルカリ骨材反応を少くし得ること、などの長所も擧げることが出来るが、然しこれらの長所利点のみを考へて、どの様な無茶な施工をしてもAEAを混和しさえすればコンクリートはひとりでに良いものになつてくれるといふことではない。

AEAは決してコンクリートの万能薬ではないのであつて、或る意味ではむしろ劇薬でさあるかもしれない。其の性状を熟知せずには使用法使用量などを誤ると折角の効果はかえつて不測の災害をコンクリートにもたらす恐れなしとしない。

以下AEコンクリートの調合設計の方法施工上注意すべき事項を二、三述べてみたい。

III. AEコンクリートの調合設計について

AEコンクリートの調合設計の方法については、種々研究されているが筆者が、よく用いているのは大略A.C.I.の方法によるものであつて、比較的正確な結果を得る様である。以下其の順序を述べて一例を示そう。

調合設計の順序

(i) 材料試験

セメント試験、骨材の篩別、単位容積重量、比重、吸水率等の試験

(ii) 水セメント比の決定

水セメント比はAEコンクリートの壓縮強度が普通コンクリートのそれに比して、空気量

1%の増加に対して、4~6%低下することを考慮し、次式より求める。

$$F_N = \frac{K(1-0.06 \times n)}{1.15-1.20} (0.85X-0.64) \dots (1)$$

F_N : AEコンクリート28日壓縮強度

K : セメント28日壓縮強度

n : 空気量

X : セメント水比

上式は日本建築学会鉄筋コンクリート標準仕様書に於ける、セメント水比とコンクリート壓縮強度との関係式を、空気量による強度の低下と、15%~20%の強度余裕を考へて、併せ表したものである。

(iii) スランプの決定

AEコンクリートは、普通コンクリートよりもウワーカブルであるので、幾分スランプは小さくてよいと思われる。例えばスランプ19cmのAEコンクリートは、普通のコンクリートのスランプ21~23cm程度のウワーカビリナーを有するものと思われる。

(iv) 構造前に施工上から骨材の最大寸法を定める。

(v) 骨材の粒徑並に最大寸法から次表によつて粗細骨材比(G/S)及びコンクリート1m³中の水量を決める。

粗細骨材重量比及びAEコンクリート1m³に用いる水量の参考表

水セメント比55%、スランプ7.5cm、砂の粗粒率2.75に対するもの、又砂及び砂利の比重は相等的の場合

粗骨材の最大寸法 mm	適當な空気量(%)	粗細骨材重量比(G/S)	コンクリート1m ³ に用いる水量(W)
15	6±1	1.13	172
25	4.9±1	1.46	158
30	4.5±1	1.70	154
40	4.2±1	1.86	149

1. 水セメント比が55%でないとき55%との差に応じてG/Sを次の如く加減する
水セメント比5%の増加に対して

G/Sを表の値より0.08小さく減少に対して

G/Sを表の値より0.08大きく

2. スランプが7.5cmでないとき

スランプ1cmの増加に対して

Wを表の値より1.2%大きく

減少に対して

Wを表の値より1.2%小さく

3. 砂の粗粒率(F.M.)が2.75でないとき、

F.M. 0.1の増加に対して

G/Sを表の値より0.04小さく減少に対して

G/Sを表の値より0.04大きく

4. 表の値と相異なる空気量をとるとき、

空気量1%の増加に対してG/Sを表の

値より0.04~0.08大きくWを3%小さく減少に対してG/Sを表の

値より0.04~0.08小さくWを3%大きく

(vi) コンクリート1m³中の水量が決定すれば、水セメント比よりセメント量を求める。

(vii) 水量とセメント量が定つたから、コンクリート1m³中の骨材の絶対容積を計算に依つて求め、次いで其の重量、及びG/Sから砂及び砂利の重量を求め得る。

(viii) AEAの標準量を入れる。

(ix) 計算して得た以上の各材料量に依つて試験練りを行い、スランプ空気量を測定して、所定の条件を得るまで修正を行つて試験練りをつづけ調合比を定める。

(x) かくして得た調合比によるコンクリートの壓縮強度試験体をつくり、強度試験を行う。

以上の順序によつて調合比を定めるのであるが、次に筆者が実施した実例をかくげよう。煩雜の様に見えるが、一度理解し実施すれば割合に容易で且つ正確な結果が得られる様である。参考として載ければ幸である。

AEコンクリート調合設計の一例

1. 条件 コンクリート4週壓縮強度:

150kg/cm²以上、スランプ標準: 19cm、

セメント使用量: 1m³6袋以上 空気量標準: 4.5%

A. E. A.: Daréx

2. 材料 実験に使用した材料は現場に於て使用するものを用い、其の性質は次の如くであつた。

砂: 相模川産 5mm以下 F.M. 2.87、

比重 2.61 単位容積重量 1739 kg/m³

砂利: 相模川産 5mm以上 25mm以下

F. M. 6.63

比重 2.64 単位容積重量 1759 kg/m³

セメント: オノダ普通ポルトランドセメント

28日壓縮強度 330 kg/cm²

ダレックス: 15倍 (ダレックス14、

水14lの割合に稀釋して用いた。

3. セメント比の決定

(I) 式に於いて

$$F_N = 150 \text{ kg/cm}^2$$

$$K = 300 \text{ kg/cm}^2$$

$$n = \text{AEAに依つて発生した空気量 \%}$$

$$= 4.5\% - 1.5\% (\text{AEAによらない気泡})$$

$$= 3\%$$

を代入すれば

$$150 = \frac{300(1-0.06 \times 3)}{1.2} (0.85X-0.64)$$

$$\text{これより } X = 1.61 \quad w/c = \frac{1}{X} = 62\% \text{弱}$$

以上より水セメント比を少し小さく60%を定めることとした。上式に於て強度に20%の余裕を見、セメント強度Kを、30kg/cm²小さくとり、且つ62%と得た水セメント比を2%小さくとつたのは、計量が容積計量であることから充分な安全を見たわけである。

4. コンクリート1m³の水量及びG/Sの決定

前掲の表よりの値

骨材最大寸法 mm	空気量	G/S	コンクリート1m ³ の水量
30	4.5±1	1.7	154

この値を条件の相違に従つて修正すると

修正条件	G/S	W (l)
水セメント比の相違から	1.7 - $\frac{0.60-0.55}{0.05}$ $\times 0.08 = 1.62$	154 + (19-7.5) × 1.2 × 154 = 175 l
砂のF.M.の相違から	1.32 - $\frac{2.87-2.75}{0.1}$ $\times 0.04 = 1.57$	175

依つてG/S = 1.57、水量175 l/m³で試験練りを行つてみた。

5. 才1回試験練

スランプ試験及び空気量測定に充分な量20l

のコンクリートをつくるに要する材料の量は、

$$\text{水量} = 175 \times 0.02 = 3.5 (l)$$

$$\text{セメント} = 3.5 \times 1 / 0.60 = 5.84 (kg)$$

(水+セメント)の絶対容積=3.5+5.84/3.15
=5.35(l)
骨材の絶対容積=20-(20×0.045+5.35)=14.36(l)
混合骨材の比重は(2.61+1.57×2.64)÷
(1+1.57)=2.63であるから
骨材の重量=14.36×2.63=37.8(kg)

$$\text{砂} = \frac{37.8}{1+1.57} = 14.7 \text{ (kg)}$$

$$\text{砂利} = 37.8 \times \frac{1.57}{1+1.57} = 23.1 \text{ (kg)}$$

ダレツクス稀釋液はセメント1kgに対して
4cc用いるとして 5.84×4=23.4cc

以上の材料を2切のミキサーに依つて2分間混練した結果は

スランブ 16.4 cm, 空気量 3.5%であつた。

6. 第2回試験練

第1回の結果を更に修正してスランブ 19cm, 空気量 4.5%としなければならない。

空気量 3.5%であつたためにコンクリートは 20%ではなくて 19.8%であつた。依つてこの場合の水量は

$$\text{水量} = \frac{3.5}{19.8} \times 1000 = 177 \text{ (l/m}^3\text{)}$$

$$\text{ダレツクス稀釋液} = \frac{23.4}{19.8} \times 1000 = 1.18 \text{ (l/m}^3\text{)}$$

依つて

$$\begin{aligned} \text{空気量の相違から} \\ \text{水量 } W &= 177 - 177 \times 0.03 \times (4.5 - 3.5) \\ &= 171.7 \text{ (l/m}^3\text{)} \end{aligned}$$

$$G/S = 1.57 + 0.04 \times (4.5 - 3.5) = 1.61$$

$$\text{ダレツクス稀釋液} = 1.81 \times \frac{4.5}{3.5} = 1.52 \text{ (l/m}^3\text{)}$$

スランブの相違から、水量は更に増して

$$\begin{aligned} W &= 171.7 + (19 - 16.4) \times 0.012 \times 171.7 \\ &= 177 \text{ (l/m}^3\text{)} \end{aligned}$$

依つて 20% のコンクリートをつくるに要する材料の量は

$$\text{セメント} = 177 \times 1.00 \times 0.02 = 5.92 \text{ (kg)}$$

$$\text{水} = 177 \times 0.02 = 3.54 \text{ (l)}$$

$$\text{セメント+水の絶対容積} = \frac{5.92}{3.15} + 3.54 = 5.42 \text{ (l)}$$

$$\text{骨材の絶対容積} = 20 - (20 \times 0.045 + 5.42) = 13.63 \text{ (l)}$$

$$\begin{aligned} \text{混合骨材の比重} &= (2.61 + 1.61 \times 2.64) \\ &\quad + (1 + 1.61) = 2.63 \end{aligned}$$

$$\text{骨材の重量} = 13.63 \times 2.63 = 36 \text{ (kg)}$$

$$\text{砂} = 36 \times \frac{1}{1+1.61} = 13.8 \text{ (kg)}$$

$$\text{砂利} = 36 \times \frac{1.61}{1+1.61} = 22.2 \text{ (kg)}$$

$$\text{ダレツクス稀釋液} = 1.52 \times 0.02 = 30.4 \text{ cc}$$

以上の材料で2切のミキサーを用いて2分間混練して得た結果は

スランブ=19.2 cm, 空気量 4.7%

であり、ほぼ所期のものであると考へられた。併し乍ら、今このコンクリートの1m³に要するセメント量を見るに空気量 4.7%であつたから出来高は 20.1%となる故、1m³に要する

$$\text{セメント量} = \frac{5.92}{20.1} = 295 \text{ kg/m}^3 = 5.9 \text{ 袋/m}^3$$

となり、1m³ 當り 300kg (6袋) 以上が必要であると云う条件に僅に及ばない。依つてこれを次の如くにセメント量を 300kg/m³ として修正を行つた。

7. 第3回試験練

コンクリートの水セメント比を変えて同じスランブのコンクリートをつくるためには、水セメント比 5% の増(減)に対して、G/S を 0.08 減(増)して、水量は同じ値を用いばよいので、

$$W/C \text{ の変化は } 0.60 - \frac{177}{300} = 0.60 - 0.59 = 0.01$$

$$G/S \text{ の変化は } G/S - 1.61 + 0.08 \times \frac{0.60 - 0.059}{0.05} = 1.63$$

$$\text{(セメント+水)の絶対容積} = \frac{300}{3.15} + 177 = 272.5 \text{ (l)}$$

$$\text{骨材の絶対容積} = 1000 - (272.5 + 45) = 682.5 \text{ (l)}$$

$$\text{混合骨材の比重} = (2.61 + 1.63 \times 2.64) \div (1 + 1.63) = 2.63$$

$$\text{骨材の重量} = 682.5 \times 2.63 = 1795 \text{ (kg)}$$

依つて

$$\text{砂} = 1795 \times \frac{1}{1+1.63} = 683 \text{ (kg/m}^3\text{)}$$

$$\text{砂利} = 1795 \times \frac{1.63}{1+1.63} = 1112 \text{ (kg/m}^3\text{)}$$

ダレツクスは元の量をそのまま用いることとして 1.52 (l/m³)

依つて試験体 6 枚、スランブ測定、空気量測定に必要なコンクリート量 50 l をつくるに要する材料量は

$$\text{セメント} = 300 \times 0.05 = 15 \text{ (kg)}$$

$$\text{水} = 177 \times 0.05 = 8.85 \text{ (l)}$$

$$\text{砂} = 683 \times 0.05 = 34.15 \text{ (kg)}$$

$$\text{砂利} = 1112 \times 0.05 = 55.6 \text{ (kg)}$$

$$\text{ダレツクス稀釋液} = 1.52 \times 0.05 = 76 \text{ (cc)}$$

以上の量に依り2切のミキサーで2分間混練して得た結果は

スランブ 19 cm, 空気量 4.3%

であつて、この調合比は所期のものであると云うことが出来る。

8. 圧縮強度試験

以上の調合比により製作した 6 枚の試験体について圧縮強度試験を材令 7 日 及び 28 日に於て行つた結果は次のとおりであつた。

W/C %	G/S	計量した材料 kg				スランブ Cm	空気量 %	材令 日	No.	試験時重量 kg	破壊荷重 t	圧縮強度 kg/cm ²
		セメント	水	砂	砂利							
59	1.63	15	8.85	34.15	55.6	19	4.3	7	1	12.35	19.7	111
		2	12.35	17.6	100							
		3	12.35	19.2	109							
		4	12.55	35.5	200							
		5	12.15	29.8	169							
		6	12.35	33.0	187							
重量調合比 1 : 2.28 : 3.71												

養生、水中、水温 20°C ± 2°C, 試験体 15 cm × 30 cm

上表の結果を見るのに、四週圧縮強度の平均値は規定の 150 kg/cm² 以上充分にあり、20% の余裕を見た 180 kg/cm² にほぼ近く所期の通りであつたと言える。

(註) 水セメント比 59% から (1) 式に代入すると 164 kg/cm² となり実際の 185 kg/cm² と可成りの

差があるが、これはセメント強度 K を 30 kg/cm² 低く見たためで、K = 330 kg/cm² として見ると F_v = 180 kg/cm² となる。

9. 調合比

以上の試験結果からこの調合比は所期のものであると定め表示すれば次の如くである。

水セメント比 %	標準スランブ cm	G/S	標準空気量 %	コンクリート 1 m ³ 所要材料 kg				
				セメント	水	砂	砂利	ダレツクス稀釋液
59	19	1.63	4.5	300	177	683	1112	1.52

これを容積比に換算して

セメント	水	砂	砂利	ダレツクス 15 倍稀釋液
6 袋	177 l	$\frac{683}{1739} = 0.393 \text{ m}^3$	$\frac{1112}{1759} = 0.634 \text{ m}^3$	1.52 l
1 袋	29.5 l	65.5 l	105.7 l	253 cc
容積標準調合比 1 : 1.97 : 3.18				

尚以上の実験に用い又上表に示された骨材はすべて表面乾燥飽和状態のものであつて、現場調合比に於ては、當日の骨材の表面水量、フクラミを実測して、使用水量、骨材量を修正しなければならない。例えば、実測の結果、砂、砂利の表面水が夫々 3%、及び 1%、フクラミが夫々 20%、及び 5% あつたとすれば

$$\begin{aligned} 1 \text{ m}^3 \text{ の使用水量} \\ &= 177 - (683 \times 0.03 + 1112 \times 0.01) = 145.4 \text{ l} \end{aligned}$$

セメント 1 袋に対する水量 = 145.4/6 = 24.23 l (約 5.3 l 減)
セメント 1 袋に対する砂の量 = 65.5 / (1+0.2) = 78.6 l (約 13 l 増)
同 砂利の量 = 105.7 / (1+0.05) = 111 l (約 5 l 増)
としなければならない。

VI. AEコンクリート施工に 当つての注意事項

1. AEコンクリートの施工には、予め試験練に依る調合設計を行う必要があること。

空気の発生量は、セメントの種類 AEA の種類と其の量、骨材の粒度と粒形、ミキサーの型、大いさ、混練する時間、其の時の温度

等に敏感に影響されるものであつて、正確に規定の空気量を維持しようとするためには、これら諸因を厳重に管理しなければならない。N川の砂とH川の砂とでは、同じ調合比であつても軟度は勿論、空気の発生量も異り、従つてAEAの使用量も、調合比そのものも相異しなければならぬわけである。

そのために、其の時実際に現場で使用するセメント骨材AEAを用いて、所定の空気量を含むコンクリートの調合比を、予め定めておく事が必要になるわけであり、試験練を行わずに、ただAEAを投入する如きは、AEAの利点も充分に活用できず、事に依つては思ひぬ失敗を来す原因ともなる。

2. 空気量の測定を厳重に実施することが必要であること。

AEコンクリートの施工には、エラーメーカーの準備は欠くことが出来ない。所定の空気量を保つためには頻りにそれを測定検査し、コンクリートの品質をControlしなければならないからである。今、空気量と壓縮強度との関係を圖示すれば圖-1の如くであつて、空気量の増加に伴う強度低下の低下は著しく、一般に水セメント比一定の場合は、空気量1%の増加に依つて強度は、4~6%減するものと見なければならぬ。

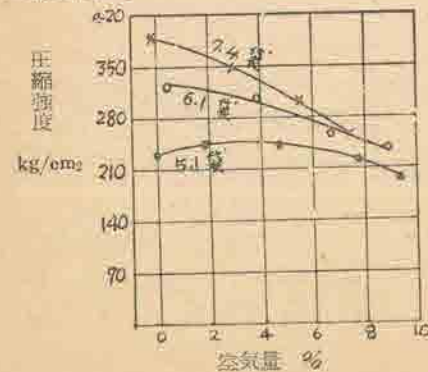


圖-1

空気量の測定は熟練すれば、5~6分以内で終るものであるから、頻りに空気量を測定し、特に新しく骨材が搬入された様な場合などは絶対に測定が必要である。

3. 骨材は同一種のものを経始使用することにとつて、やむを得ず変更した場合は、改めて調合比を定める必要があること。

骨材の中で空気量に甚だしく影響するのは砂であつて、砂の粒度に依る空気量の発生量の傾向を圖示すれば圖-2の如くであつて、一般に1.2~0.3mm程度の粒が多くなると空気の発生量は多くなる。

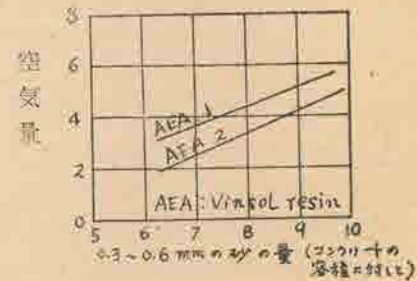


圖-2

使用する骨材を一定に保つことの必要な所以であつて、「カタログにこう書いてあるから、AEAの量はこれ位だ」「あの現場と同じ調合比だからAEAをこれだけ入れれば、空気量は4%出る筈だ」など、試験せずの使用することは極めて危険と云わねばならない。

4. 材料の計量は厳重に実施する必要があること。

この事は普通のコンクリート施工の場合にも當然な事であるが、AEコンクリートに於ては更にこの正確さを要求したい。重量計量が最も望ましいが、已むを得ず容積計量を行う場合には、IIIに於て例示した如く骨材の含水量それによるフクラミ等を測定して、容積の正確を期さなければならぬ。晴天つゞきの場合の昨日と今日では砂の含水量は異り、従つてフクラミも違い、雨天の翌日などは尚更であつて、多い時は30%以上もフクラミことがある。この測定を怠ると、コンクリートの軟度、強度、空気量等に影響することは勿論、コンクリート出来高が変動して、坪當りセメント使用量が意外に多くなつて、知らないうちに不経済なコンクリートをつくつてしまう事となるわけである。

5. AEAの使用量を正確に計算せねばならないこと。

AEAの使用量は、その種類や条件に依つて異なるけれども、標準として、セメント重量に対してその0.015~0.03%位である。

これはセメント1袋50kgに対して

$$50,000 \text{ gr} \times \left(\frac{0.015}{100} \sim \frac{0.03}{100} \right) = 7.5 \text{ gr} \sim 15 \text{ gr}$$

で極めて少量である。この量の僅かの相違が空気の発生量に甚しく影響する。従つてこの少量を正確に計らなければならぬ。通常はこれを使い易い程度に10倍位にうすめて用いるのがよい様である。

家屋・年令・壽命

鹿井清吾

家屋が建ち上つてから数年の間は木の香も匂やかに誠に奇麗で住みよいものであるが、さて十年、二十年、三十年となればそれ相當の手當をしなければ老齡に達したように、各種各様の瑕斑を生ずることは言を俟たないものである。

茲に筆者が期を得て此の都市の同一区域について(此の都市の家屋の戸数約六万五千戸の約3%)家屋の実体調査に當りその家屋の各種に就いて得た实例を左に掲げて読者の参考としたいと思う。

普通家屋の建築が過去に遡れば貸家万能の時代があつて、貸家が集团的に建てられ、それを以て生活の資とし見返り資金に當てた投資家もあつたようである。今は時代が一転して新憲法による所得税だ、固定資産税だ、重税に悩まされて、貸家を建てるものもないが、兎に角「實の持家」的な存在である家屋が此の都市の一部分各所に点在している。

此の集团的住宅を見るに年令約三十年前後と推定される家屋の現状は總じてその家屋の手入

以上AEAコンクリートの概略と調合設計の一例、及び其の施工に當つて注意すべき基礎的な事柄について常識的に説明した。要するにAEコンクリートは其の施工に當つては細心の注意と厳重なControl(管理)が必要であつて、普通の防水剤や混和剤を使用する様な具合には行かないことを再び強調したい。

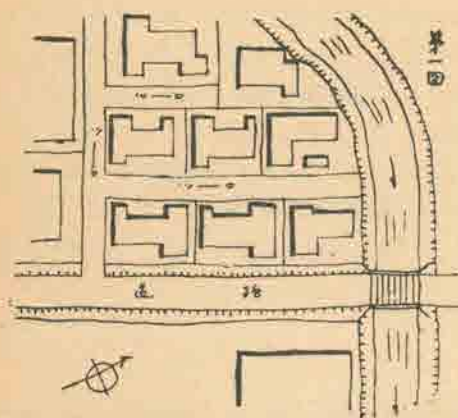
尚AEコンクリートの空気量測定方法については更に機会を得て述べたいと思う。

(おわり)

これは出来ないで家主が家賃統制により永年の借家主への交渉するも家賃の値上げが成立しない上からその家屋の修理が出来ない儘に、軒樋の腐蝕、屋根からの雨漏、疊替、建具の修理等々は成行きの儘となつて居る状態である。従つて借家主は自家費用で修理を余儀なくするものぞしないものとあり、その半面はその家屋の年令に依る損傷は80%乃至90%までは同じ様に腐朽そのものである。今、一集団地の家屋を個々に見るならば北方に位する土台は腐蝕して青苔が生え、軒樋は勿論腐つて落下し雨垂れが地面に墜ちる為めに土台の腐朽の影響を受ける。柱は集団家屋普請という名目に總じて並三寸角以下であつて、瓦(又はセメント瓦)葺のものも十中八九までは西方又は北方へ或は南方へ柱の傾斜しているのを見る。甚しいのに至つては柱の一本以上も傾斜しているのさえ見ることが出来る。

また大樹の下にある家屋は木の葉のために軒樋にうすくまる被害はその種を腐蝕させる充分

な役目を以ているので、屋根瓦にベンペン草が生え又は青苔が生えて、瓦が「すれ」雨漏の原因となつている。従つて樹の下の屋根の寿命は短いことにもなる。



第一圖に示すような一区劃の集團住宅に於て見るに年令三十年経過の家屋にあつては西北方の土台又は下見は概して腐朽損傷が例外なしに多大である。此の区域は北方に川を控えている關係上梅雨時の濕度が長期間に亘つて川風と共に吹上げ、此の細い路地（通路）に浸入し、それと相呼応して雨期と言わず常に雨気のために起る濕気が年中連続的に乾く暇がない關係が、濕気が常に建物の西北方を浸すのである。

勿論軒樋は腐蝕落下して瓦の損傷は甚しい。此等の家屋は中流の住宅であるが、更に同じ区域で、同じ年令のものではあるが、中流以下の住宅であつて、柱は並三寸角以下の瓦屋根のものは、地盤の自然沈下と覺しきものあり、床の落下不陸、馬の背のような床面を有するものがある。所謂建築基準法制限以下の柱の面積を有するものは総じて長年月のうちに屋形に多少の狂いを生ずるような状態にある。

又二階建の家屋であつて年令五十年以上のもので二三年前水害のために、床上一尺五寸浸水したと言ふ家屋は基礎の沈下甚しく、二階床及一階床は落下し凸凹激しく、柱の傾斜は柱の二分の一以上である。周壁殊に西北方は損害甚しく剝落している。浸水後の床下の乾燥不十分なためか病床に伏すもの多く、浸水後の濕気は相當永い年月まで影響するものとされていると見える。床下の妻土は畑地のようなところの土

であるとすればその腐蝕土は建築後永年の間に於て土性を失ひ化学成分の発散によつて自然的病源ともなると言われている事實が、家相の方から言わせれば不浄土の上に建つ座敷は病を起すとしていようであるのも一応うなずかれることかも知れない。

また年令五十年以上になる二階建の家屋を他の土地から解体して中途移転修築した家屋が今尙現存しているのがあるが、此の家屋の損傷は土台及周壁とも腐朽甚しく、柱の傾斜及各所仕口の「ゆるみ」等甚しく改造するに値するものがある。併して地震の度毎に開いて来る各所の仕口の「ゆるみ」に気が付かずに住居している借家人もさることながら、それを知りつゝ改修もせず危険状態の家屋に小額の家賃ゆゑに修理をすることさえ許されない家主も気の毒であると言わねばならない。

又更に別区域の年令五十年以上を経過した三階建の家屋を見るに相當太い柱ではあるが、一階二階三階共各階の柱の傾斜に伴う床の不陸、造作建付等々は依然として故障がある。

斯ういふ危険状態にある家屋と目されるものに對して「建築基準法」と同じように新築家屋のみに限らず、保安上又は生活安定上、國家が保護さるべき方法がないものであろうか。

此の都市の五十年以上乃至百年以上、或は二百年以上にも達する家屋の幅比する割合に家屋制は民法による隣地境界線より相互に一尺五寸以上を柱の中心とすると言ふ（民法第百三十四條参照）雨落制度のために起る、空間地は現在の隣家相互間に於ける軒樋の破損による雨落ちの浸水ともなつて土台は腐蝕し、壁は落ち人の眼に触れないどころは破損の儘の状態であることは一応考慮の必要がある。之等の新築地帯には店舗付住宅の如き側並を整備するために、「建築基準法」による「協定建築」の方法が最も意を得たものではあるまいか。斯うした土一升金一升の土地の空間地はその隣接持主の相互の協定によつて中心地帯に防火壁を設けて利用すべきではないか、（建築基準法第百九條乃至第百七六條参照）此の方法によれば雨落ち空間地の腐蝕による家屋の寿命は軽減されることにもなるであらう。

要するに家屋の寿命について以上の數項の現在家屋の状態につき見るときは、通例家屋の年令は保存期限又は耐用期限は二十五年乃至三十年とされてあるけれども、年令に応じて然るべきときに適した修理改善してさえあれば法隆寺のように千年以上も寿命を引延ばすことが出来るものである。（此の意味が何かは知らないが）伊勢神宮は二十年毎に御造営されていることになつてはいるが構造の家屋はもつと永い間の寿命があるに相違ない。

家屋の寿命とは家屋の使用に堪え得る年令を言うのであるが中途にして火災のために焼失するのもその家屋の寿命と言へば或はそうかも知れないし、又水害のために流失しても、或はまた風害のために倒壊するのも寿命であるかも知れない。併しながら一朝白蟻に見舞われて腐蝕するのも病源菌を得て外科手術を施すべき時期に達していながらその病源を見當らないで倒れるのも寿命であるかも知れない。何れにしても土台の腐朽のために入替、柱の切替等は切開手術の類で済むならばまだしもであるが、陸屋根の浸透する雨漏に至つては病源が解つていな

がらも家屋が自己分裂するがやうの危険に迫る運命に備はれてあるその事柄がその家屋の寿命を縮める痛である。そして何時かは倒壊すべき時の来る寿命である。是等の補修のためにその寿命を一時延ばしに延ばさんためによくあることではあるが、陸屋根が勾配のついた屋根を冠つて設計當時の原形的美觀を損する例は少くないのを見ることがある。

老いて行くものはほろびるのが自然であるが不老長壽の文化財にならない限り、弱きものは老朽そのものであり、補給、補修乃至は家屋の健康診断の結果、高価藥の注射又は科学的構想による大手術を身えない限り永劫への家屋の寿命は覺えないことになりはしないか。

以上述べてきた數項は家屋の実態調査による概念ではあるが、もつとこれを深く掘り進めて行くならば尙より以上の参考となるものがあるに相違ない。けれども今は思い出す儘にその一部分を記録したに過ぎない。また稿を改めて他の方法によつて集録する機会のあるときに譲ることとする。

（筆者・形象社建築総合研究所主）

建築展と講習会雜感

芳 賀 仁

毎年七月の「国土建設週間」には全国各地で土木建築に関する各種行事がくりひろげられるが、本県においても去る8月26日から1週間「建築展」が東殖二階で開かれた。この催しには定まつた規則もなければ國からの補助もないし、建設省よりなるべく行ひ様すめられるだけで一向に無關心な県が多いが宮城県は東北の中心とあつて、民衆の建設意欲を高め、建築のあり方などを啓蒙するため行われたものであつて、その効果は有形無形、大なるものがあつた

と信ぜられ、今後も毎年続けたいと願つてゐる。

ただその内容はどんなものが皆んなに落されるかが問題である。今まで行われた催しは「明日の都市住宅展」「燃えない都市展」その他であつて終戦後展覽會と云えば必ず不燃化建築史が一枚看板で、どうも次々に鼻につき初め、何か変つたテーマはないものかと思われたが矢張りこと新しいものではなく「農家の改善」史が附け加えられたに過ぎない。

陳列については今年ほど程度をすくま下げて誰にも分る様、小中学校の理科、社会の教材になるものを中心とした心算が案外専門的に流れたところは止むを得なかつた。この外新しい工法の図解、模型、材料等々盛り沢山であり、土木と異り幾分見て面白かつたためか評判もよく、日に千人程の入りであつた。

さて、こゝで報告しておきたいことはこの催しの準備に協力して下さつた方が凡そ千人で、官廳、学校、団体、建設業各協會組合を網羅しこれほど建築関係者が多く結集したことは未だかつて仙台ではなかつたこと、それだけでも今後の建設に役立つかを思うと喜びにたえないものがある。又今度のことと建築にかゝりのある職域が如何に多いか全くびつくりする程で、建築の展覽會を数種に分けて、年に二度三度催すことは理の當然で、県、市、学会と云ふ建築士會でも何かこの種の行事を持ちたいと思つたのは私文ではないと思ふ。

次に夏期講習會が全日本建設技術協會主催で

8月28日より3日間東北大講堂で土木、建築に分れて開かれた。建築は東北大から小倉、栗山両教授、東北地建から波部部長、建設省から竹山、久田、平賀、村井、大島、富中の各講師を招いての全国大會であり内容のある講習會であつたが、遺憾なことは受講者の少かつたことである。土木の三百人に對し、建築は七〇人に過ぎなかつた。最初全建の會員でなければ受講出来ないとして予約募集をしたら全国から僅か四〇人、これではいけないとあつて三日前仙台的建築士會員に急ぎ招待状を出してやつと七〇人に漕ぎつけた。あれ程有益な講演ならもつともつと多くの人に聞いて貰いたかつたと後で悔んだ次才。

兎に角展覽會にしる、講習會にしる、どうも東北の建築家は會の有料無料に拘らず一向集らないのはどうした訳であるか。一つ建築士會の皆さん何か建築技術の向上に役立つ會があつたらあつた奮発して出席しようではありませんか。(筆者・宮城県営繕課)

形 象 雜 感

北 星 辰

□建築の豪華時代はその頂点まで達しようとして建築的文明は没落した。時代の高潮した頃はいとなつた時、そこに一線を投ぜられてその以後ははつきりと破壊されて終つた。こゝに新しい建築の時代が来た。かくて新世紀の時代に踏み出すべき時代が来たのである。

□嘗つては獨逸万能の時代があつたが、古典主義のそれらとそれらに影響されながらも、新日本建築が横行した。けれども、それも一瞬時であつた。忽ちそこに横たわる一線が切つて落され、終幕となつたのではなかつたか。

□昭和の時代錯誤は戦争によつて建築は中斷された。鉄筋コンクリートの使用は對外關係の

防禦のために造形するものと切替えられそして極度に制限され、国内の建築は木造建築へと進歩した。そこに生れた長徑間の力学的木造建築それから戦時への防禦建造物とのみに限られたそして住宅は穴居時代へと道戻りするかに見えた。此の間に於ける教學は実施は、木造建築へと力癩が入つた。若き学徒は軍施設の外は建築の豪華なものを見るものをして戦時一色とはなつて終つたのである。

□斯くて建築の文明は没落した。然して復興の時代は来たかに見えたが今世紀の建築の王者とも言うべきものは「アメリカニズム」へと進歩しつつある模様である。新日本の建築は何処

へ行くか、本當の意味の日本の建築は世紀の影響とは言へ、何処に落着くのであるかを知らない。が併しそこに進歩があるのではあるまいか。

□人類生活の基本ともなるべき住宅の未だに旧來の儘の姿であつて見れば、木造建築である日本建築の真髓は何時の世も木造なしには出来得ない状態となつてゐる。如何に鉄筋コンクリートの焼けない家をと云つても生活經濟の許されないものは木造建築に寄るの外はないのではないか。

□殊に一生を借家生活に終つて行く人さもある。我が家を新築しようとして挫折する人もある。親譲りの家に住み、親譲りの家具調度を使用しそれで一生を終る人もある。または十何代もの家に建籠つて伝統的殻を抜け切らないで一生を終る人もある。世は様々である。

□椅子式の建築・パンと肉食の生活、電氣と瓦斯との燃料等々にまで急激に裏返的に切替へようとしても、日本人の生活には適不適があつてその全部が取入れる訳には今のところ到底不可能のことである。生活は總べての住宅意識を決定する。

□生活を基礎とした建築の生れ出ることはいいことである。住むに家なき人々の住宅金融公庫の融資を享けて建つてみたはよいが、生活を保障され得べき職場の変動があつて生活の不安定ならざるを得ないときは、融資を返還する費用は生活費への痛となつて行くのではないか。

□十八年間乃至は二十年間に於ける均等償還とする生活費以外の負担は生活への恐怖ではないであらうか、またそのために起る栄養不良の家庭經濟が醸す悲劇さえ思い浮べられるのである。無理算段して造つた家、そこから才三者に譲渡しなくてはならない羽目に迫らなければ幸いである。

□都市の建築が復興する。復興すると言ふ言葉が古くなつた。建設の常道に入つたと言ふか。併しながら木に竹を継いだような建築物が最近多く繁華街に目立つて見える。防火建築と

いう方法にとらわれて、一見外面は防火建築のようにみえても裏面に廻ると木羽葺のベラックであるものがある。戦後經濟の遺物である。

□「臨時建築取締規則」その後の改正また改正その都度、強化された建築規則として新たに生れた「建築基準法」による建築物、その継りぎ的な建築物の見本建築が、此の都市に点在する。甚しきは前頭部防火建築、胴体木造木羽葺の既設建築物(臨時建築當時のもの)後頭部準防火建築モルタル塗、という怪物的な存在の建築物さえある。建築物法規の改まるとともに「讀的」年代的錯誤のあることを知るものである。

□防火建築地帯に戦後ベラックの木羽葺屋根が大空から鳥瞰するとその数甚大なものがある。一朝火災となれば忽ち頭から類焼する危険性を持つものであるが、旧規則によく「屋上制限令」と言うのがあつたが、それが生きているのか死んでいるのか。近隣に住むものをして恐怖の焦点でしかないであらう。一つは住むものをして自發的に不燃質物の屋根に葺替へらるべきであらうか。新しい建築取締法のみでなしに旧い建築物の取締法をも出現することを望むものである。

□また所謂古家の造作であるが、構造的にも美觀的にも醜惡な見るからに人をして恐怖心を起させるような古代建築が危険にさらされているものがある。斯かる建築物は何処で誰れが取締るのであるか、見ず知らずのものは干渉すべきではないが恐らくその工法はある工匠の住業であるに相違ない。斯ういふ建築物の取締法が必要とされるのではあるまいか。

□取締るものと、取締られるものとの方向が喰ひ違つてはいしないか。法網を潜り抜けることではない、法に添うて行くことである。如何に適法に添うて行くかである。基準法を知つてゐるのか、知つていないのか、工匠の仕事の範囲が法以上の制限の建築をさせている場合がみられる。建築基準法の普及と宣伝とは此処にも必要とされるのではあるまいか。

(筆者・仙台支部委員)

建築士法について

宮城県建築課

建築士法は去る才七回国会に於て成立し、昭和25年法律才202号をもつて公布のうゑ同年7月1日から施行【才22条（名稱の使用禁止）及び才5章（建築士事務所）の規定は昭和26年7月1日】され法の経過規定により選考を2回さらに法才13条の規定により昭和26年に才1回の試験を実施しそれぞれの合格者で免許を受けた人は建築士として活躍しているのであるが「建築士法の一部を改正する法律」（昭和26年法律才195号）が本年4月1日から施行されて、これにより建築士法の法的体制が整い、建築士制度の効果が期待されることとなるが、この制度の社会的、経済的役割の重大性に鑑み、実際建築士が設計又は工事監理をする上において、最も必要なる事項を次に述べてみたいと思ひます。

第一 建築士の名稱

最も基本的な事項であるが一般に理解されていないように見受けられる。いうまでもなく建築士とは、建設大臣又は知事の行う試験（選考）に合格した者（但し外国の建築士免許を受けた者は試験を免除されることもある）で建設大臣は知事が法才7条及び才8条に掲げる資格条件に該当するかどうかの審査を経た者に対して一級建築士名簿又は二級建築士名簿に登録し免許證の交付を受けた者であり、この人が建築士の名稱を用いることが出来るのである。

而し選考又は試験に合格しただけで免許を受けずこの名稱を用いている者もあるが、これは建築士となる資格を有するだけで建築士と稱することは出来ない。従つて免許を受けない人がこの名稱を名刺又はその他に記載した場合並びに法才8条及び才3条の2の建築物を設計又は工事監理した場合は1年以下の懲役又は5万円以下の罰金に処せられるから注意を要します。

第二 建築士の業務

建築士の業務は建築の設計及び工事監理であ

ることは才1条の目的にもうたつてあるがこの工事監理とは一般通念と比べ特に狭義に定義づけられていることであつて、即ち「工事を設計圖書と照合しそれが設計圖書のとおり実施されているかいないかを確認すること」のみに限られている。勿論建築士は法才21条の規定によつて建築工事の指導監督も行い得るのであるがこれは工事監理とは別個の行為である。

その外に附随的な業務として建築工事契約に関する事務、建築物に関する調査又は鑑定及び建築に関する法令又は条例に基く手続きの代理等の業務を行うことが出来る。なお特に建築士に与えられた特典として「建築士法の一部を改正する法律」により土地家屋調査士となることができるようになったのであり、その使命の重大さがうかがわれるのであります。

建築士は前述の業務を行う反面にこれについて業務を負わなければならない。

それは

1. 業務を適法且つ誠実にすること
2. 工事監理を行う場合に於ては工事が設計圖書と相違しているときは、直ちに工事施工者に注意をあたえ、若し工事施工者がこれに従わないときはその旨を建築主事に報告する。
3. 他の建築士の設計した設計圖書の一部を変更しようとするときは、原設計者の承諾を求めんことを要する。但し承諾を求めんことが出来なかつた場合には自己の責任において設計圖書の一部変更ができる。
4. 設計を行った場合にはその設計圖書に一級建築士又は二級建築士の表示として記名及び捺印をする。
5. 工事監理を終了したときは直ちにその結果を文書で建築主に報告する。
6. 毎年12月31日現在で建設省令で定める事項を翌年1月15日までに建設大臣又は知事に届け出る（年次届と云ふ）

第三 建築士事務所

建築士法は建築士の資格本位の構成をとつてゐるが現在建築士の数は相當多くこれから建築士の実体を把握して適宜な指導監督を加へることは、建築設計の公共性及び依頼者である建築主の利益のために必要と考えられる。そこでこれら建築主の依頼をうけて設計又は工事監理をしこれに対し金銭的、報酬をうける者に対しては、一種の事業行為として行政権による特別の指導と監督をうけることになる。

それは

1. 他人の求めに応じ報酬を得て設計又は工事監理を行うことを業としようとするとき並びに法人又は人が建築士を使用してこれらの業を営もうとする場合においては事務所を定めてその所在地の知事にそれぞれ一級又は二級

建築士事務所開設の届出をしなければならない（昭和26年7月1日から施行）

2. これらの者が建築士事務所を移転し、休止し又は廃止したときは10日以内に知事に届出る。
3. 一級建築士事務所は専任の一級建築士が管理し二級建築士は専任の二級建築士が管理しなければならない。
4. 法才26条各号の1に該当する場合には事務所閉鎖（一年以内）の処分をうけることがある。

以上要点を簡単に述べたのであるが要は建築士制度の育成発展は建築士自身にあり、建築士が建築技術の向上と実務に対する道義心の発揚に努力することにより社会的評価とその地位を獲得する様切望する。

お知らせ

宮城県建築課

建築物の設計又は工事監理について、その業務の適正をはかり、そして建築物の質の向上を期するため、建築士法第三条の二第三項の規定に基き昭和二十七年九月十日左記の条例が制定公布になり即日施行されましたからお知らせします。

記

建築物の設計又は工事監理の制限に関する条例をここに公布する。

昭和二十七年九月十日

宮城県知事 佐々木 家春治

宮城県条例第四十五号

建築物の設計又は工事監理の制限に関する条例

第一条 この条例は建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第三条の二第三項の規定に基き、一級建築士又は二級建築士でなければ設計又は工事監理がで

きない建築物に関する制限について定めることを目的とする。

第二条 建築士法第三条第一項各号及び第三条の二第一項各号に掲げる建築物（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第八十五条第一項又は第二項に規定する応急仮設建築物を除く。以下同様とする）の外、左の各号に掲げる建築物を新築する場合には、一級建築士又は二級建築士でなければその設計又は工事監理をしてはならない。

- 一 建築基準法第六十条の防火地域又は準防火地域以内でその延べ面積が五十平方メートルをこえるもの
- 二 学校、病院、診療所、劇場、映画館、演芸場、観音場、公会堂、集會場、百貨店、マーケット、児童市場、公衆浴場、ホテル、旅館、下宿、共同住宅、寄宿舎、自動車庫、火葬場、と殺場、ごみ焼却場、汚物処理場又は危険物の貯蔵場、若しくは処理場の用途に供するものでその延べ面積が五十平方メートルをこえるもの
- 三 都市計画区域内又は建築基準法第六十一条第四号の用途により知事の指定する区域内においては、その延べ面積が六十平方メートルをこえるもの
- 四 知事が別に指定する区域においては、第二号以外の建築物の延べ面積が二百平方メートルをこえるもの

正

第三条 建築物を増築し、改築し又は大規模の修繕若しくは模様替をする場合においては、当該増築、改築、修繕又は模様替に係る部分を新築するものとみなして前条の規定を適用する。

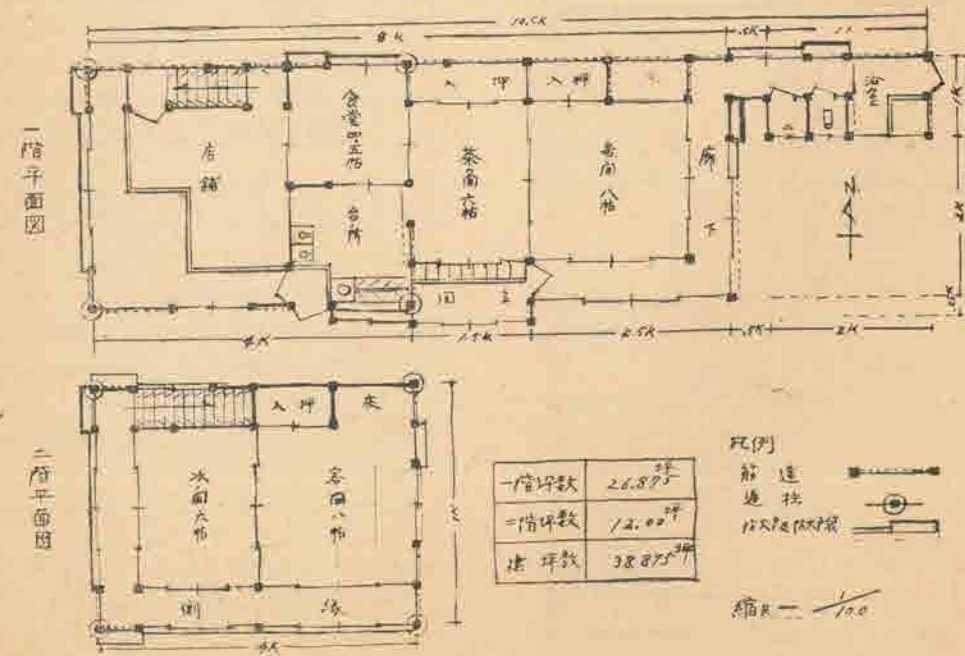
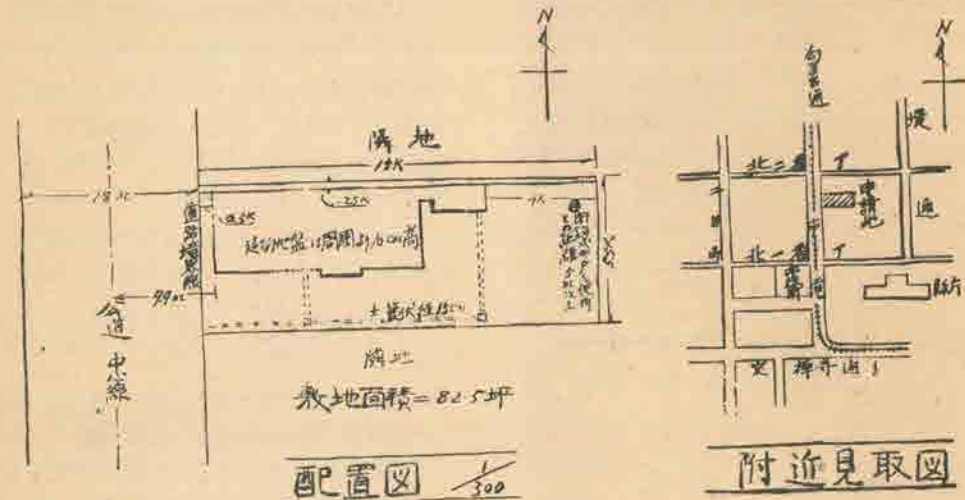
附則

この条例は、公布の日から施行する。

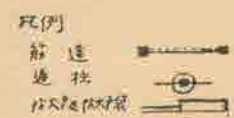
建築手続の参考

建築についていろいろな制限がありますのは、取りもなおさず健康的で明るい家、住みよい都市を建設して公共の福祉の増進に資するためであります。

計画した建築を施工する場合に、各人が民法の趣旨や規定を守り、よく実行できますなら何ら問題ないのでありますが、角建築法規についての知識は一般に浅いのが通例でありますし、しかも規定されていることは、多種多様にあたり誰でもことごとく履行することは困難なことでありますので、建築基準法で建築物の敷地、規模、構造、用途、その他工事の種類によつて、それぞれ手続をしなければならないことになっているのであります。それで建築する場合どんな手続をしなければならないか、左に掲げて諸君の御参考にお供する次第であります。



一階坪数	26.875
二階坪数	12.00
建坪数	38.875



【註】面積及び高さ等を「メートル法」と併記してあるが、いずれを使用しても差支えない。尚各欄に記入したものは仮称、仮名、仮数字でありますから、実際「第一号様式」用紙について参照願いたい。

（注意）記入については欄本の下欄の注意事項をよく読んで下さい。

建築基準法第6条第1項の規定による確認を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は事実と相違ありません。

申請者氏名 東 郷 平 七 郎 印

1. 建築主住所氏名	石巻市門脇字仲町33番地	山本 権兵衛	電話 135 番
2. 代理人住所氏名	仙台市勾当台通29番地	東郷 平七郎	電話 25 番
3. 設計者資格、住所氏名印、建築士事務所名	1級建築士登録 第135号	仙台市東5番丁750番地	大山 太郎 印 電話 415 番
4. 工事監理者、住所氏名、建築士事務所名	1級建築士登録 第450号	仙台市片平丁800番地	只見 川 一郎 電話 500 番
5. 工事施工者、住所氏名	建設業者登録 第750号	仙台市川内35番地	東海 林 太郎 電話 550 番
6. 敷地の位置	イ. 地名地番 仙台市勾当台通35番地 ロ. 用途地域 住居、商業、準工業、工業、指定なし ※、その他の区域、地風、地区 ハ. 防火地域 防火、(準防火)指定なし		
7. 主要用途	併用住宅	8. 工事種別	新築、増築、改築、修繕、模様替、大規模の模様替
9. 敷地面積	申請部分 272.25m ² 82.50坪	申請以外の部分	合計 272.25m ² 82.50坪
10. 建築面積	88.69m ² 26.875坪		88.69m ² 26.875坪
11. 延べ面積	128.29m ² 38.875坪		128.29m ² 38.875坪
13. 工事着手予定日	昭和27年9月15日	14. 工事完了予定日	昭和28年1月10日
15. その他必要事項			

16. 申請建築物種別概要(第号)	イ. 用途 併用住宅(店舗)	ロ. 屋根葺材 日本瓦葺		
	ハ. 工事種別 新築	ニ. 外壁 ラス張モルタル塗		
	ヘ. 構造 木造2階建	ホ. 軒 葺 延焼のおそれある部分ラス張モルタル塗		
	階別	1階	2階	合計
ト. 申請部分	88.69m ²	39.6m ²		128.29m ²
チ. 申請以外部分	26.875坪	12.00坪		38.875坪
リ. 合計	88.69m ² 26.875坪	39.6m ² 12.00坪		128.29m ² 38.875坪
ル. 柱の寸法	12cm×12cm 4寸×4寸	10cm×10cm 3.3寸×3.3寸		ワ. 最高の高さ 7.57m 25尺
ロ. 横架材間の距離	2.88m 9.5尺	2.73m 9尺		エ. 最高の軒の高さ 6.51m 21.5尺
ハ. 階の高さ	3.18m 10.5尺			カ. 居室の床高さ 0.45m 1.5尺
ニ. 居室の天井の高さ	2.7m 9尺	2.42m 8尺		コ. 便所の種類 水洗 汲取(改良)
ホ. 建築設備の種類	電気、給水及び煙突、排水			

※受付欄	※消防関係同意欄	※決裁欄	※確認番号欄
昭和 年 月 日			昭和 年 月 日
第 号			第 号
係員印			係員印

建築士の任務について

泉 修 治

建築士に関する制度確立の必要性が叫ばれたのは、大正十四年三月最初の建築士法制定に関する建議案が旧第五十議会に提出された時であり、実に今から三十年も前の事であつた。それが昭和二十五年五月第七国会に建築基準法と同時に待望の建築士法が議員立法として成立したことは関係者一同の感嘆に堪えぬ処であり誠に意義深いことと考へます。

従来我が国に於いて生命を司る医師や財産を管理する弁護士が法律で身分の保障を受けながら、生命財産の保護に重大な関係を持つ建築士に何等法的保障が無かつた事は不思議な事柄でありました。世界の文明国で建築士を法的に認めない国は殆んど無いと云つてよい位のものであり欧米の各国では「建築士(アーキテクト)」の制度は遙かに以前から確立しておりましたが我々も幸に与論の同意を得て建築士として法的にその存在を認められるに至つた事は当然の事と云わねば

なりません。

建築士の本分は建築の設計と工事の監理を完全に遂行する事である。事業主に代り其の利益を代表して、最善の監理を施すには確固たる信念を以て、誘惑を排し、清廉を旨として品位と技術の向上に努力しなければなりません。

良き建築士なくして良き建築が生れない事は明らかなことではありますが、一般の世人には未だ認識が欠けて居ると思われることが多々見られる現状において、これを啓蒙するための建築士の任務も又大なるものありと云わねばなりません。

然し先づ以て建築士は品位の向上を技術の錬磨とによつてその必要性を社会的に認めさせる事が肝要であると思ひます。建築士一同の奮起と努力を嚮慕して止まない次第であります。

日本建築士連合會設立總會

日本建築士連合會の設立總會は去る7月19日各府県代表約60名の出席があつて、東京都千代田区平河町全国市長會館で開かれた。議事は定款、事業計画、本年度収支予算等を審議決定し、次に監事委員によつて、下記の通り役員が推選され横断一致決定された。

会 長 中村 安治(東京)
副会長 渡辺 節(大阪) 島田 藤(東京)
理 事 西村好時 松田軍平 石原信之(東京)
石井 桂(埼玉) 磯野万平(千葉)

宮内初太郎(神奈川) 井上正志(福島)
藤田 進(愛知) 塩置 堂(兵庫)
小田能清(広島) 後藤種一(愛媛)
宮脇晴美(福岡)
監 事 田中達次郎(茨城) 松井清之助(京都)
尚宮城県建築士會では8月末現在構成員数(正会員、賛助会員)644名で9月1日から連合會へ入會の申込手續きを完了した。



【写真】並に本會役員
設立当日に於ける来賓各位

本會記事

設立準備委員会

昭和27年6月仙台市外記丁通り宮城県建設業会館で発会人11名、県から半沢建築課長及岩沼主事両氏の出席があつて、本会設立準備委員会を開催した。其の後2月25日及3月1日の2回に渉り委員会を開催し、最後に3月13日同会館で午後1時から各地区選出の専門委員によつて協議会を開催した。

議事

- (1) 定款の一部変更について
- (2) 本部と支部との会費の分配率並に収支予算案の審議
- (3) 役員を選出について
- (4) 設立總會について

(1) 各支部を本部役員とし、基本財産を予算に附記せられたき希望あり、異議なく可決

(2) 本部と支部との会費分配率を7対3と決定

(3) 役員については次の通り内定

- A 会長には小倉強氏を推薦満場一致賛成
- B 副会長は仙台市より1名其他地区から1名とし、大崎地区から選出すること
- C 理事は仙台市から4名、他地区各1名づつとし大崎地区は之を省く
- D 監事は仙台市から1名、大崎地区から1名とすること

(4) 設立總會は来る3月23日(日)午前10時から仙台市北目町通り仙鉄ホールで開催することとした。

設立總會

昭和27年3月23日仙台市北目町通り仙鉄ホールで午前10時から次の順序で本会設立總會を開催した。

設立總會次第

- | | |
|---------|-----------|
| 1 開会 | 司会 岩沼勝治郎氏 |
| 2 経過報告 | 半沢 芳男氏 |
| 3 仮議長選出 | 同上 |
| 4 議長選出 | 非原 道謙氏 |
| 5 議事 | |

- (イ) 定款審議 (ロ) 役員選出
- (ハ) 事業計画及予算案審議 (ニ) 会長挨拶
- (ホ) 祝辞

6 閉会

本總會議事の概略を述べれば次の通り
岩沼主事の開会宣言があり、次に半沢建築課長が中央からの指示事項を詳細に報告せられ、仮議長の選出については司会者に一任となり、半沢課長が選出され、次に議長選出は仮議長に一任となる、ここに於て非原

仙鉄宮崎主幹が選出せられて議事に入る

- (イ) 定款について
質疑応答の後原案通り可決

(ロ) 役員選出
一応本日の会員数の確認があり申込者490名中出席者245名委任状244通従つて有効出席者は全員となる

役員選出方法を監事委員によるべき意見あり、之れを各地区から選出して監事することとなり、(刈田)岸地忠七(桃生社産)関口勇(柴田)松浦方太郎(本吉)菊地豊二郎(伊真)上田昌治(仙台)大和喜一郎(亘理名取)板橋勝雄(塩釜)阿部福蔵(宮城黒川)鈴木徳五郎(石巻)和田高蔵(大崎)水上信義(古川)金原吉友(通田)成田敏(栗原)渡辺三郎(登米)佐藤謙吉(準備委員長)小倉強(委員)半沢芳男 河合宇三郎(議長)井原道謙(順序不同)の19氏を監事委員とすることに全員賛成直ちに別室に於て慎重審議の結果次の通り決定した(別表)

(ハ) 事業計画及予算案審議

監事委員長補佐泉氏から大要の説明があり質疑応答の後原案可決議事が終つて会長の挨拶、来賓祝辞の朗読あり最後に会長の発声で宮城県建設士会の方歳を三唱し午後二時盛大裡に閉会した

宮城県知事祝辞

宮城県建設士会の発会を祝して

本日茲に縣下建築士を一九とした、宮城県建設士会の発会式に臨み親しく御挨拶を述べらる機会を得ましたことは、私の最も欣快とするところでありまして心からお祝い申し上げます。

建築士法が国会を通過いたしました、建築技術者が法律的にその責任義務を確立されることになつたのでありますが、これは我が国建築界多年の念願でありまして、建築技術者皆様の本懐もさしてこそと推察されるのであります。

由來建築は、人間の生活に、關連する最大要素の一つであつて、人間の文化の消長と、その歩みを同じうしてまいつたことは、常に歴史の必然であつたと申せませう。

貴重なる文化財の保護も、偉大なる生産力の増進もさしては民生安寧の一大要件である居住の確保についても、何れも建築を以て成される部分が極めて多いことを、人々は知つて居ります。

悠遠の歴史を辿り、現今に至るまで、人類は建築文化の偉大なる、息吹の中に生活して來ました、その建築文化の在り方を伝へ行い、そして又示して來たの

は、建築技術者の尊い業績でありまして、誠に御同慶に堪えない処であります。

今や我が国は待望の平和条約の締結を見、新しく独立国家として、自由世界に復帰する機会をあたえられることとなつたのでありますが、この際私共国民は充分戒心自重して、而して総力をあけて、祖国再建のために、邁進しなければならぬ時期に当面していると存するのであります。そのためには、まず戦後の疲弊を取戻すよう、公のため相互扶助し、その空機能を發揮するよう當らなければならぬのであります。

この秋にあたりまして建築界が担うべきもの、重大さも今更言を要しないところであります。殊に国民のあらゆる活動分野が建築を基盤としてあることを思うとき、建築技術者皆様の責任の重きを自覚しなければならぬと思ひのであります。

近く日本建築士連合会が中央において設立されることになつておりますが、これを機会に縣下同行同窓のすべてが相携えて共通の榮光に向つて邁進する姿はたしかに一大偉業とも申すべきでありまして必らずや結果する大なる何物かあることを信じて疑いません

願くば會員の皆様が、それぞれの、自らの在る社会的立場を自覚せられ心披共に同僚の御地に達せられるより努力を凝けて貰いたいと思ひます。斯くしてこそ皆様が、広く社会の信頼と尊敬とを勝ち得ることが出来るのでありまして、宮城県における建築界の発展向上も亦大きく前進されるのであります。

今日ここに宮城県建設士会が結成され、建築士会各位の皆様が、大同團結して会の発展に協力せられ、平和宮城建設の一環として、一般國民の信倚にたえまされんとともに、広く建築文化の向上に、寄与されますことを希望して止みません。

ここに一言宮城県建設士会の発会式にあたり、お祝いの言葉を申し上げ御挨拶いたします。

仙台市長祝辞

本日茲に宮城県建設士会設立の式典を挙げるに當り、祝辞を述べらる機会を得ましたことは、誠に光榮に存する次第であります。

抑々建築士法が昭和二十五年二月制定せられてより建築物の設計、工事の監督等、建築技術の資格を与えられ、而して其の業務の適正を期し、建築物の質の向上に寄与せんとする主旨に鑑み、宮城県に於ては、建築士法が相携り、相互の和協と協力をもつて人格の高揚と技術の練磨を計る目的のため宮城県建設士会の設立を見るに至りましたことは誠に御同慶に堪えぬ所でありまして。

我が国は長期の第二次世界大戦のため国土は荒廢し

国力は低下し、六年の久しい間、連合国の占領下に置かれ、重苦しい生活を、甘受せねばならなかつたのでありますが、講和条約が締結せられ、近く批准を俟つて國民待望の独立国となり、やがて世界に一步を踏み出さんとするその喜びの反面、政治経済文化等凡ゆる方向に於て重任を感じて居るのであります。

今や我が国は覚悟を新にして自力によつて、凡ゆる困難を打開し、新日本文化國家の建設に邁進せねばならぬ、重大な責任があるのであります。此の秋に當り、宮城県建設士会の設立せられたことは、實に意義深いものであるのがあります。

この会の発足にあたり、前途を祝福して、其の使命の達成せられんことを切望してやみません。

本日茲に宮城県建設士会の設立にあたり、一言もつて祝辞と致します。

宮城県建設業協會會長祝辞

宮城県建設士会の発会式に臨み、祝辞を申し上げる機会を得ましたことは、私の最も欣快とするところでありまして。

政府に於ては、新憲法の下、文化生活の実現を理想といたしまして、衣・食・住中、先づ住については、建築技術と、建築文化の向上に資するたあききに建設業法を制定して、業界の健全な発達を促進し、更に建築基準法と建築士法等相關連した法令を公布し、以つて建築技術の進歩を企図せられ、當々其の实效を挙げつつありますとき、宮城県建設士会の結成を見ましたことは、時宜を得ましたものとして誠に御同慶に堪えない次第であります。

時宜も平和条約締結を見んとして居りますことは、国家再建の上にも意義深いものがあると、申さねばなりません。扱て建築士は個人に於ては優秀なる技術と識見を有して居られるのでありますが、従来項角廢の下力持ち的存在でありまして、あまりバツトしない感がありましたことは忌めない事実であらうと存じます。幸にして今回建築士各位が大団圓結の機を得殊に會員は官公庁、学校等は建築業界を網羅して居りますので、捷まさる勇氣と熱意を以て、建築文化の向上のために努力を効せられたらば必ずや経済に或は文化の面にも重要なる役割を果し得ることは、期して俟つべきものがあらうと信じます。何卒會員各位に於かれては、互に和協協力、切磋琢磨せられると共に建築技術者互に連繫を保ち、所期の目的達成に邁進せられますことを希望して止みません。

終りに臨み宮城県建設士会の隆昌と発展を祈り上げまして私の祝辞といたします。

昭和27年度役員

- 会長 小倉 徹
 副会長 河合 宇三郎 水上 信義
 理事 朝川 澄夫 阿部 福蔵 板橋 勝雄
 井原 道徳 上田 昌治 遠藤 福治
 菊地 豊二郎 志賀 忠勝 菅沼 伊一郎
 関口 勇 高橋 栄 塚田 宗興
 成田 敏 平間 正三 松岡 信一
 監事 金原 吉友 野崎 謙三
 評議員 池田 登 興祥 忠男 鎌田 亮一
 鹿井 清吾 菊池 善徳 金野 虎之助
 今野 勇作 西谷 栄吉 鈴木 徳五郎
 鈴木 昌寿 千葉 君二 手塚 善四郎
 芳賀 仁 渡辺 三郎
 支部長 野崎 謙三(仙台) 阿部 福蔵(塩釜)
 木下 正次(石巻) 水上 信義(大崎)
 高橋 栄(栗原) 引地 忠七(刈田)
 成田 敏(遠田) 手塚 善四郎(伊具)
 佐藤 敬吉(登米) 渡辺 勇五郎(耳理名取)
 松浦 芳太郎(紫田) 末 矩(本吉)

理事会

○ 第1回理事会を4月26日午後1時から仙台市外記丁通り建設会館で開き小倉会長外12名、県から半沢建築課長外2名出席して次の事項を協議決定した。

- (1) 入会金、会費の徴収方法について
 (イ) 会費は各支部が責任をもって徴収し、各支部への交付金(3分)を差引いた額に明細書を添付して納入すること
 (ロ) 賛助会員の入金制については県土会長による趣意書(本部が作成して支部へ配布)によつて実際に制に当ること
 (ハ) 会費の納入(徴収)期間は年3回に分納せしむること
 (2) 設立登記申請について
 (イ) 設立登記申請による法務局への事務手続者については志賀理事に一任すること
 (ロ) 理事の印鑑印事務処理上必要があるので事務局に於いて作成することを承認する
 (3) 事務局長の選任について
 県建築課長に大権を一任する
 (4) 会誌の発刊計画について
 (イ) 各支部から資料(支部の活動状況、意見等について)を五月中途に本部へ提出すること
 (ロ) 6月中に第1巻を発刊すること
 (5) 会員名簿の作成並に印刷の整頓について
 (イ) 会員名簿は各支部に於て(本部指示による様

式)5月下旬までに作成して本部に報告すること
 (ロ) 帳簿の作成については県下一率に統一する方が可と思うので本部に於て之れが様式を作つて指示すること

- (6) 常務理事及評議員の互選について
 (イ) 常務理事には志賀理事を選任決定
 (ロ) 評議員は17名として仙台南5名其の他各支部1名づつとす
 (ハ) 評議員の氏名は各支部に於て来る五月中旬まで県土会長に推薦すること
 (7) 通常及臨時総会開催時期について
 5月下旬の予定但し其の際は講演会等の催しをする予定
 (8) 其の他
 (イ) 県建築課長から建築士法一部改正(1級、2級建築士でなければ出来ない設計、工事監理の範囲条例の件)の説明あり
 (ロ) 建築士の設計、工事監理による報酬の基準については水上副会長、野崎監事両氏に土会としての意見の取まとめ方を依頼す
 ○ 第2回理事会を6月7日午後1時から仙台市外記丁通り建設会館で開き小倉会長外9名、県からは課長補佐氏が出席次の事項を協議した
 (1) 日本建築士連合会へ入会の可否
 炭氏から福島土会長からの書翰について説明がなつて入会可否の協議に入り満場一致入会することに決定
 (2) 連合会定款案について審議
 種々検討の上異議なく賛成
 (3) 連合会へ出席の件
 連合会設立発起者よりの希望もあり、県建築課長及土会代表者1名出席することとし土会代表は会長副会長協議の上後日決定すること
 (4) 連合会への出資金について
 原案通り1日(1万円)に法定総会当日持参すること
 (5) 連合会理事選の件
 原案は東北各海道を1ブロックとして1名選出であるも東北のみを1ブロックとすることを提案すること
 (6) 連合会会費の件
 原案(月20円)に賛成

各支部への希望

- 土会の発展には会員の増加が必要な条件と存じますから最寄々で入会勧誘の程御願ひ申します。
 ○ 土会活躍の原動力である会費は何卒滞滞なく御払込を願ひます。既に先に申上り9月1日付で

連合士会へ入会いたしましたから、これにも納入の義務を生じた訳ですから、其の点御含みを願ひます。

仙台支部

○ 昭和27年6月26日午後5時から市内外記丁通り建設会館で支部設立発起人会を開催した、当日の出席者は河合、朝川、志賀、岩沼の諸氏で次の議事を審議した。

- (1) 支部規程 (2) 未年度収支予算
 ○ 昭和27年7月19日午後2時から仙鉄ホールで支部発会式を開いた、来賓には県建築課長半沢芳男氏、出席会員約40名、河合氏議長となり次の事項を議決した。
 (1) 経過報告 (2) 支部規程 (3) 収支予算
 (4) 役員選出
 次に支部長野崎謙三氏の挨拶、来賓建築課長半沢氏の祝辞朗読があり、終りに本部会長小倉氏の発声で支部の方針を三唱して散会した。

○ 昭和27年8月19日午後5時から建設会館で第1回役員会を開き、評議員の監理及支部運営の方針其他について協議した。

○ 昭和27年8月22日県土館にかかる国土建設週間建築展覧会について全員各位に案内状を送付した。

○ 昭和27年8月26日全日本建設技術協会講習会を東北工字部で開催されるについて聴講勧誘状を会員各位に発送した。

○ 昭和27年9月16日午後1時から建設会館で第2回役員会を開催。

塩釜支部のあゆみ

晩夏皆さんごきげんいかがですか、私共支部も発足した当時は会員五二名でしたが、その後本部の御指導と役員の方力で漸次会員も加はり現在は八〇名にもなり又元月に二級建築士の試験とあり広く希望者を募り全員合格する様毎週二回公民館に於て講習会を行ひ、

熱心に聴講致して下さるので張り切つて指導に努めてます。

又特殊建築工事場を見学させ施工法其の他必要な事項等を指導し会の発展に最善をつくしております、では本部並各支部の皆さんげんきでどうぞ

九月一日 塩釜支部一同

会誌発刊に寄せて

建築士会登米支部長

佐藤 歳 吉

当支部は本年五月二十七日当局の御指導と御援助により漸く結成の運びにいたり、此の間役員会準備委員会等数度にわたり会合し当初、正会員二十四名、賛助会員二十九名をもつて発足いたしました次第であります。

発足以来日米たれなく予算も充実に居ない現在何等積極的な事業も行い得ない状況でありますが唯今後の土会の活動如何が重大な影響を与えるものと思われます。会員の多くは御同様に多忙な毎日を送り仲々機会を得ないのが実状であり、各会員個々が土会の趣旨に際すること自体が危まれてある際、初期の目的達成は至難と憂慮に耐えない次第であります。

盛り上げる熱意と申しましても、ある程度本部の指導助成が是非必要であり、この方面に極力努められる様願ひます。

此の度の会誌発行もそういう意味で重要な意義をもつものと確信し大いに期待いたして居るところであります。

何卒支部の意とするところを諒とせられ、会員一同と俱に土会の祝福と前途の発展を祈念して発刊に寄せる言葉といたします。

編集後記

○ 宮城県建築士会が発立されてから、間もなくその仙台支部が発立された。それから準備された会誌の原稿が遅れたので欄々延びに遅れて、誠に申し訳ないと感じて居ります。会長小倉氏の「東北に於ける建築設計の方針」・東北大吉助教授の「A Eコンクリート施工について」等東北に住む私共建築士会員として難目すべき貴重な事項であると存じます。田中昌雄氏の「相模川」は是非を以て寄稿されるそうですが、序篇から一歩を知られるような人間居世の真摯を醸成しているようであります。寄稿された方々へ感謝の意を表します(編集委員) 編集委員・鹿井清吾・千田徳兵衛・横山五夫・千葉君二・江藤菊三

昭和27年11月15日印刷
 昭和27年11月15日発行

仙台市当台通り
 (宮城県建築課内)
宮城県建築士会

編集兼 仙台市土師 20
 発行人 鹿井 清 吾

印刷人 仙台市北目町36
 郷 案 印刷 所

賛助會員 (順序不同)

刈田郡白石町大字白石字本町 55の1 菊地建設株式会社 社長 菊地豊海	遠田郡涌谷町本町 5-5 木村木材株式会社 社長 木村功一郎
刈田郡白石町大字白石字本鍛冶小路 122 仙南木材株式会社 専務取締役 上杉 泉	遠田郡涌谷町新町裏 147 丸彦建設株式会社 代表者 佐藤 正一
刈田郡白石町大字白石本町 71 上西産業株式会社 社長 上西清八	遠田郡涌谷町本町 1-8 遠藤金物店 店主 遠藤 常三
名取郡岩沼町字町 8-2 渡兵商店 取締役社長 渡辺兵吉 (岩沼 13・131 仙台 2126・3585)	栗原郡岩ヶ崎町四日町 若林豊平 土建業
名取郡岩沼町南館下 70の1 渡勇建設株式会社	栗原郡岩ヶ崎町上小路 佐藤貞己 土建業
名取郡鶴岡村飯野塚字 70 大和木材興業株式会社 取締役社長 相沢一雄 (増田 17)	登米郡登米町寺池前舟橋 122 袋公平 建設業
亶理郡荒浜町 菊地文一	登米郡登米町三日町 山崎清人 金物店
登米郡登米町三日町 高島伝治	登米郡佐沼町の場 5-6の1 佐藤文雄 大工職
登米郡登米町三日町 4-2 掛川久雄 スレート業	登米郡佐沼町西館 40の2 鈴木賢吾 建設請負業

賛助會員 (順序不同)

登米郡佐沼町字西佐沼 135 門脇金物店	登米郡佐沼町小金丁 29 星弘 建築代理士
登米郡佐沼町字上舟丁 22 阿部末治 木材業	登米郡佐沼町の場 29 高橋忠夫 建具業
登米郡佐沼町字西館 30 佐々木清助 土木業	登米郡佐沼町東佐沼 10 佐々木照光 木材業
登米郡佐沼町石佛 1の2 三浦誠	登米郡佐沼町下田中 57の1 門脇孝輔 木材業
登米郡佐沼町下科丁 192の1 阿部利一 左官業	登米郡佐沼町西館 35 阿部博 左官業
登米郡佐沼町西館 35 渡辺源三郎 大工職	登米郡米川村字町裏 58 及川浩 建設請負業
登米郡佐沼町五日町 29 高橋健吉 大工職	登米郡米川村鶴淵字館の下 62 岩淵幸夫 製材業
登米郡佐沼町西佐沼 150の3 島津昌市 請負業	登米郡米川村狼河原中町 105 佐藤新兵衛 製材業
登米郡佐沼町東佐沼 24 日野治助 大工職	登米郡室江村字下瀬 石橋東 瓦製造業
登米郡佐沼町下田中 57の2 熊谷藤五郎 製材業	登米郡米川村鶴淵寺前 38 千葉武男 木工組合代表

贊 助 會 員

(順序不問)

<p style="text-align: center;">登米郡佐沼町の場53</p> <p style="text-align: center;">今 野 文 左 工 門 硝 子 店</p>	<p style="text-align: center;">登米郡米川村中上沢</p> <p style="text-align: center;">及 川 福 司 木 材 業</p>
<p style="text-align: center;">登米郡佐沼町の場5</p> <p style="text-align: center;">高 橋 文 七 金 物 店</p>	<p style="text-align: center;">登米郡佐沼町畑中60</p> <p style="text-align: center;">阿 部 喜 代 治 左 官</p>
<p style="text-align: center;">仙台駅前(清水小路通)</p> <p>株式会社 東 京 床 柱 店 取締役社長 水 島 方右工門 銘 木、ベニヤ商 電話(6264)</p>	<p style="text-align: center;">仙台市肴町 113</p> <p style="text-align: center;">塚田電気工事株式会社 常務取締役 佐久間 隆 電話(6626)</p>
<p style="text-align: center;">仙台市北材木町 153</p> <p style="text-align: center;">東 北 建 設 新 聞 社 取締役会長 河 合 良 一 新 聞 業 電話(5677)</p>	<p style="text-align: center;">○ 仙台市大町三丁目 66</p> <p>○ 岡 元 喜 一 メイル、建具金物業 電話(3677)</p>
<p style="text-align: center;">仙台市東三番丁 65</p> <p>株式会社 今 保 左 官 業 電話(2448)</p>	<p style="text-align: center;">仙台市吳通土手下 4</p> <p style="text-align: center;">本 山 振 興 商 事 株 式 会 社 松 永 行 一 電話 {6220 / 6221}</p>
<p style="text-align: center;">仙台市二十人目 21</p> <p style="text-align: center;">仙 台 水 道 工 業 所 五 島 三 男 電話(8034)</p>	<p style="text-align: center;">仙台市堤通 7-1</p> <p style="text-align: center;">米 田 平 助 左官業施工員</p>
<p style="text-align: center;">仙台市空堀丁 33</p> <p style="text-align: center;">三 誠 電 気 工 事 株 式 会 社 取締役社長 安田 小四郎 電話(6373)</p>	<p style="text-align: center;">仙台市木ノ下 14</p> <p style="text-align: center;">日 本 洋 瓦 商 事 株 式 会 社 取締役社長 佐 藤 徹 雅 電話 {5436 / 5437}</p>
<p style="text-align: center;">仙台市国分町 155</p> <p>株式会社 岡 本 吾 六 商 店 取締役社長 岡 本 吾 六 電話 {4956 / 3643}</p>	<p style="text-align: center;">仙台市大町三丁目 63</p> <p>株式会社 岡 元 九 平 商 店 硝子工事請負、セメント販売 電話(7236)</p>
<p style="text-align: center;">仙台市蔵町三</p> <p>株式会社 興 盛 工 業 所 取締役社長 小 林 照 淵 電話(4304)</p>	<p style="text-align: center;">仙台市米ヶ袋原字清水通 1</p> <p>株式会社 粟 田 組 東 北 支 店 電話(6904)</p>

昭和二十七年二級建築士試験結果

(興 隆 築 課)

申込者総数..... 397名 (内 科目受験者51名を含む)
 欠 席 者 数..... 31名 (内 科目受験者 2名を含む)
 受 験 者 数..... 366名 (内 科目受験者49名を含む)

1) 科目別採点結果

科目	区 分	受 験 者 数	採 点 総 数	満 点	合 格 点	最 高 点	最 低 点	平 均 点
計	画	320	4,346	30	15以上	29	0	13.5
	構	343	4,040	30	15	26	1	11.7
	施	323	4,782	30	15	25	3	14.8
	法	350	5,058	30	15	28	1	14.4
	設	318	18,015	100	50	99	0	56.6

2) 科目別合格者数

計		画		構		施		工		法		規		設		計	
15点以上		合格者		合格者		合格者		合格者		合格者		合格者		100点以上		合格者	
157	48%	123	34%	192	59%	205	58%	215	67%								

3) 全科目合格者..... 110名 (合格率 30%)
 4科目 >..... 56名 (> 15%)
 3科目 >..... 50名 (> 14%)
 不 合 格 者..... 150名 (> 41%)

4) 地区別採点状況

地区別	受 験 者 数	合 格 者 数	4 科 目 合 格 者	3 科 目 >	不 合 格 者 数	全 科 目 合 格 率
仙 台 市	77	47	10	10	10	61%
石 巻 市	31	13	8	2	8	42%
塩 釜 市	16	7	3	1	5	43%
古 川 市	16	3	2	2	9	19%
柴田地方事務所	9	—	—	—	9	0
刈 貝 >	3	1	—	1	1	33%
伊 貝 >	7	1	1	2	3	14%
亘 理 名 取 >	10	—	1	—	9	0
瀧 沢 黒 川 >	10	5	2	—	3	50%
桃 半 牡 鹿 >	38	9	5	5	19	23%
遠 田 >	8	1	3	—	4	12%
大 崎 >	44	8	7	6	23	18%
栗 原 >	49	10	10	11	18	20%
登 米 >	25	2	3	3	17	8%
本 吉 >	23	3	1	7	12	13%
計	366	110	56	50	150	

宮城縣建築士會定款

才一章 総則

(目的)

第一条 本会は会員の協力によつて建築士の業務の進歩改善と品位の保持並びに技術の向上を図り建築文化の進展に資するを以て目的とする

(名称及び組織)

第二条 本会は社団法人であつて宮城県建築士会と称し宮城県内に居住し又は勤務する建築士並びに建築士の資格を有するもの及び本会の趣旨に賛同するものをもつて組織する

(事業)

第三条 本会は第一条の目的を達成するために次の事業を行う

- 一、建築士の業務の進歩改善に関する調査研究並びにその促進
二、建築士制度の普及宣伝並びにその改善
三、建築に関する諸問題並びに一般社会の指導
四、会員の品位の保持向上に関する施策
五、会報その他の印刷物の刊行並びに頒布

六、その他本会の目的を達成するに必要なる事項

(事務所)

第四条 本会は本部を仙台市におき必要の地に理事会の議を請て支部をおくことができる

才二章 会員

(会員)

第五条 本会の会員は正会員、賛助会員の二種とし正会員をもつて民法上の社員とする

一、正会員は建築士及び建築士の資格を有するもの
二、賛助会員は個人又は団体で本会の事業を援助するもの

(入会)

第六条 会員となるには、入会申込書に入会金を添えて申込まなければならぬ、但し賛助会員の入会申込には入会金を要しない

(入会金)

第七条 会員の入会金は次の通りとする
正会員 三〇〇円
賛助会員 五十円

第八条 会員の会費は次の通りとする

一、正会員は月額六〇円を前納するものとする
二、賛助会員は年額一〇一〇〇円とし一口以上口数に応じて前納するものとする

才三章 役員

(役員)

第九条 本会に次の役員をおく

- 会長 一名
副会長 二名
理事 十五名(内一名を常務理事とする)
監事 二名
評議員 若干名
支部長 若干名

会長、副会長、理事をもつて民法上の理事とする

(役員職務)

第十条 会長は会務を総理し、本会を代表する
二、副会長は会長を補佐し会長事故あるときは一名がその職務を代理する
三、常務理事は会長を補佐し会務を掌理し事務員を統括する
四、理事は会長を補佐し会務を掌理する
五、監事は本会の事業及び会計を監査し他の役員を兼ねることができない

才四章 役員選任及解任

(選挙及び任期)

第十二条 会長、副会長、理事及び監事は総会において正会員の中から選挙する

一、評議員は正会員の中から理事会にほかつて会長が委嘱する
二、役員任期は二年とする、但し再任されることのできる
三、補欠により選任したものの任期は前任者の残任期間とする
四、常務理事は理事会にほかつて会長これを指名し有給とすることができ

六、支部長は支部毎に当該支部区域在住正会員の中から当該支部所属の正会員の選挙でこれを定める

(会費)

第十三条 通常総会は毎年四月に開き次の事項を議決する
但し会員の五分の一以上の要求あるとき又は会長が必要と認めるときは臨時に招集することができる

定款の変更

- 1 定款の変更
2 本会の解散及び清算
3 事業計画及び予算
4 事業報告及び収支決算の承認
5 基本財産の設置及び処分
6 その他本会運営上特に重要な事項

二、理事会は会長、副会長、理事をもつて組織し、会長が臨時招集して会務執行に必要な事項を掌理し併せて評議員会、総会に提出する議案の立案を審議するものとする

三、評議員会は会長、副会長、理事、評議員及び支部長をもつて組織し会長が必要に応じてこれを招集する

四、総会は正会員の四分の一以上の出席がなければ議決することができない

五、総会の議長は出席会員の中より選

出す

六、正会員は各一面の議決権を有する但し議決権の行使は他の正会員に委任状をもつて委任することができ、これを出席とみなす

七、賛助会員は議決権を有しない

第十四条 会費の議決は出席者の過半数で決し可同数のときは議長が決する

才五章 会員の権利義務

(権利)

第十五条 正会員は入会と同時に会員としての権利義務を有し本会の運営に関する意見を述べることができ

二、会員は定款その他の諸規定及び總會において成立せる決議を遵守するものとする

(除名)

第十六条 会員が次の各号の一に該当するに至つたときは会長が理事会の決議により除名することがある

- 1 建築士の免許を取消されたとき
2 建築士法第三十五条から第三十七条条までの規定により処分を受けたとき
3 この会の名譽を毀損し又は秩序を亂す行為があつたとき
4 一ヶ年以上会費を滞納したとき

(届出)

第十七条 会員は次に掲げる事項が発生したときは適宜の方法により本会に通知しなければならない、但し第二号の場合は民法上の届出義務者とする

- 1 建築士の免許を取消されたとき
2 死亡又は失所したとき
3 兵名、住所又は勤務先が変更したとき

(退会)

第十八条 会員が退会しようとするときはその旨会長に届出なければならない

第十九条 退会、除名、その他の事由によつて会員の資格を失つた者は既に納めた入会金及び会費の返還を請求することができない

才六章 資産及び会計

(基本財産)

第二十条 1 本会に基本財産をおく
2 基本財産は基本財産に指定された寄附金及び總會で編入の決議をしたものでこれを構成する

(経費)

第二十一条 本会の経費は入会金、会費、寄附金、その他の収入を以つてこれに充てる、本会の財産は常務理事がこれを管理する

(会計年度)

第二十二条 本会の会計年度は一ヶ年とする

六、評議員は重要会務を評議し且つ議会の会務連絡に當るものとする

七、支部長は支部を統括し支部の会務を掌理する

(顧問、相談役、参事)

第十三条 本会に顧問、相談役、参事を置くことができる

二、顧問、相談役、参事は理事会に諮つて会長が委嘱する
三、顧問、相談役、参事は会長の諮問にこたえて且つ各種の会議に随當に出席して意見をのべることができ但し決議の数に加わることのできない

才七章 事務局

(事務局)

第二十四条 本会に事務局を設け首長の事務局長、職員をおくことができる

2 事務局長は理事会の承認を経て会長が任免する
3 職員は会長が任免する

才八章 雑則

(定款の変更)

第二十五条 この定款は總會の議決によつて変更することができる
(解散)
第二十六条 本会が解散するときは總會の決議に基づき正会員の中より五名以上の清算人を選挙してその清算人の合議をもつて一切を処理するものとする

附則
本会は昭和二十七年四月一日より実施する

仙臺建築設計協會員 (五十音順)

仙台市勾當台通13番地

建築設計
工事監理

熊谷保治建築設計事務所

一級建築士 熊谷保治
電話 4 6 5 9 番

仙台市土樋20番地

建築設計
家と生活
綜合事務

形象社建築綜合研究所

一級建築士 鹿井清吾
電話 9 4 5 8 番

仙台市小田原長丁通11番地

建築設計
敷地測定

田中斌建築設計事務所

一級建築士 田中斌
電話 6 6 0 4 番

仙台市中島丁12番地

建築設計
図案裝飾
工事監理

千田總兵衛建築事務所

一級建築士 千田總兵衛
電話 6 8 7 4 番

仙台市新小路17番地

建築設計
工事監理

横山芳夫建築設計事務所

一級建築士 横山芳雄
電話 6 3 7 7 番

建築設計監理

水上一級建築士事務所

古川市荒川20
TEL (古川 6 0 9)

土木建築請負業

鳴瀬建設株式会社古川出張所

取締役社長 南 剛
TEL (古川 5 9 5)

建築設計施工監理

株式會社 廣野工務店

仙台市北四番丁48
TEL 6 5 4 6

塗装工事請負

株式會社 村松塗装店

仙台市東一番丁三二
電話 五九八八番
ゴクハヤ

27

建築用木材の

御用命は

最も信用のある

及川製材工場へ

仙台市旅籠町二ノ一六

電話 6254 番



株式会社 **若生** (仙台北店)

仙台市南町六十九番地

TEL 6080・6081

(気仙沼支店)

気仙沼町八日町

タイル一般並ニ工事請負
洗面器・便器流シ類各種
特許三和カマド・石綿煙突
煉瓦耐火モルタル

東洋陶器株式会社
丹司製陶株式会社 特約店

西田タイル店

仙台市東二番丁七四(広瀬通り角)

電話 番

広告料 (8.10.1.決定)

(一) 表紙 裏 一頁 七,〇〇〇-

左 三,五〇〇-

(二) 二行表紙 外側 一頁 七,〇〇〇-

左 三,五〇〇-

内側 一頁 六,〇〇〇-

左 三,〇〇〇-

(三) 普通用 一頁 五,〇〇〇-

左 頁 六,五〇〇-

左 頁 六,〇〇〇-

左 頁 六,五〇〇-

名器用

一、表紙 幅横 掲載せず

二、二行表紙 外側 掲載せず

内側 一頁 三,〇〇〇-

左 一,五〇〇-

三、普通用 一頁 六,〇〇〇-

左 六,〇〇〇-

左 七,〇〇〇-

左 四,五〇〇-